

解題書目 第一〇集

津
輕
史

解説目次抄 一

青森県立図書館

解題書目 第一〇集

津
輕
史

解説目次抄

一

青森県立図書館



津輕史 全一九三卷 永沢自得齋長第

津輕藩の政治、沿革を知らんとせハ第一に此に
着目すべきは論をまたざるところなり。是余が
明治四十年十二月より筆硯に親しみ、大正七年
十二月を以て完成せるまで、十三年を費したる
を微意なりとす。……

「津輕史」はしがきより

元禄五年十二月七日の条

一、来ル九日石川村取上ケ村妙黨崎村後瀧村中里村
右於五ヶ所斬罪獄門ニ申付候者其之書付巻通封馬

万石衛門・小田桐戸右衛門ニ相渡之

獄門 石川村三四郎 同村助三郎

右二人石川村出口於川原村斬罪獄門ニ懸可申

候、尤其形獄門台共二朽候迄

差置可申候

獄門 錠闕新田村有石衛門 同村 五郎
錠闕村 紋三郎 仙台六兵衛

右四人取上ケ於礮場斬罪獄門ニかけ可申候尤

其形並獄門台共朽候迄差置可申候

斬罪 盗人 高兵衛 加賀ノ仁兵衛
本長町伴太夫

右三人於同所斬罪可申付事

獄門 妙黨崎村左兵衛

右左兵衛儀妙黨崎村出口道より十間程引除田畑の

畑之障ニ不能成所ニ而斬罪獄門ニ懸ケ可申候

尤其形並獄門台共朽候迄差置可申候

獄門 後瀧村孫七

右孫七儀後瀧村出口道より十間程引除田畑の

障りニ不能成所ニ而斬罪獄門ニ懸可申候其形

獄門台共朽候迄差置可申候

獄門 中里村庄屋八右衛門

右八右衛門儀下ノ切中里村出口道より十間程

引除田畑之障りニ不能成所ニ而斬罪獄門ニ懸

可申候其形獄門台共朽候迄差置可申候

一、是日九日石川村取上ケ村妙黨崎村後瀧村中里村

右於五ヶ所斬罪獄門ニ申付候者其之書付巻通封馬

万石衛門・小田桐戸右衛門ニ相渡之

獄門 石川村三四郎 同村助三郎

右二人石川村出口於川原村斬罪獄門ニ懸可申

候、尤其形獄門台共二朽候迄

差置可申候

獄門 錠闕新田村有石衛門 同村 五郎
錠闕村 紋三郎 仙台六兵衛

右四人取上ケ於礮場斬罪獄門ニかけ可申候尤

其形並獄門台共朽候迄差置可申候

斬罪 盗人 高兵衛 加賀ノ仁兵衛
本長町伴太夫

右三人於同所斬罪可申付事

獄門 妙黨崎村左兵衛

右左兵衛儀妙黨崎村出口道より十間程引除田畑の

畑之障ニ不能成所ニ而斬罪獄門ニ懸ケ可申候

尤其形並獄門台共朽候迄差置可申候

獄門 後瀧村孫七

右孫七儀後瀧村出口道より十間程引除田畑の

障りニ不能成所ニ而斬罪獄門ニ懸可申候其形

獄門台共朽候迄差置可申候

獄門 中里村庄屋八右衛門

右八右衛門儀下ノ切中里村出口道より十間程

引除田畑之障りニ不能成所ニ而斬罪獄門ニ懸

可申候其形獄門台共朽候迄差置可申候

序

当館が、昭和四十六年十月に刊行した解題書目第一集は、永沢得右衛門のライフワーク「津軽史」（全一九三巻）の編纂者・内容について概説したものであった。しかし、原本は、津軽中興の祖、四代信政治下の本藩日記を主軸とした、その他の広範な資料を収集詳覧し、項目別に分類編集した大著であり、前述の小冊子だけでは、その記録事項の検索・把握は容易でない。

今回は、これらの諸点を考慮に入れ、すこしでも、その作業を緩和するための導標ともなればと考へ、この「解説目次抄一」を刊行した次第である。

前記の解題書目第一集「津軽史（概説）」とともに、今後の郷土史関係の勉強また研究のために、活用いただければ幸いである。

おわりに、これを上梓するにあたって、貝森格正、福井雄三両氏の労を煩わしたことを深く感謝したい。

昭和五十四年五月二十一日

青森県立図書館長 相 馬 睦 夫

凡 例

一、本書は、津輕史一九三巻を読む人の為に、その手引としての概略の目録を編んだものである

一、本書は、巻二より巻三一まで三〇巻分を収めた

一、巻一は惣目録であって、先に当館解題書目第一集「津輕史」にその概観を、また青森県文化財保護協会みちのく双書「津輕史」第一巻に全文を掲載してあるので省いた

目次

卷一	物目録	引用文献目録	〔当館解題書目第一集〕 〔津輕史〕掲載削除	11
卷二	本紀一	近衛家系図	進藤家系	11
卷三	本紀二	津輕系図		12
卷四	本紀三	津輕信枚公代 為信公代 信義公代	永禄十年～明暦元年	13
卷五	本紀四	津輕信政公代	明暦二年正月～延宝三年十二月	15
卷六	本紀五	津輕信政公代	延宝四年一月～十二月	18
卷七	本紀六	津輕信政公代	延宝五年一月～十二月	20

卷八 本紀七 津輕信政公代 延宝六年一月～十二月……………23

卷九 本紀八 津輕信政公代 延宝七年一月～十二月……………25

卷一〇 本紀九 津輕信政公代 延宝八年一月～十二月……………27

卷一一 本紀一〇 津輕信政公代 天和元年
天和二年 一月～十二月……………30

卷一二 本紀一一 津輕信政公代 天和三年一月～十二月……………33

卷一三 本紀一二 津輕信政公代 貞享元年一月～十二月……………35

卷一四 本紀一三 津輕信政公代 貞享二年一月～十二月……………37

卷一五 本紀一四 津輕信政公代 貞享三年
貞享四年 一月～十二月……………40

卷一六 本紀一五 津輕信政公代 元禄元年
元禄二年 一月～十二月……………43

卷一七 本紀一六 津輕信政公代 元祿三年一月～十二月……………46

卷一八 本紀一七 津輕信政公代 元祿四年一月～十二月……………48

卷一九 本紀一八 津輕信政公代 元祿五年一月～二月廿六日……………51
元祿六年……………

卷二〇 本紀一九 津輕信政公代 元祿六年一月～十二月……………55

卷二一 本紀二〇 津輕信政公代 元祿七年一月～十二月……………58

卷二二 本紀二一 津輕信政公代 元祿八年一月～十二月……………61

卷二三 本紀二二 津輕信政公代 元祿九年一月～六月……………65

卷二四 本紀二三 津輕信政公代 元祿九年七月～九月……………68

卷二五 本紀二四 津輕信政公代 元祿九年十月～十二月……………70

卷二六 本紀二五 津輕信政公代 元禄十年一月～六月……………73

卷二七 本紀二六 津輕信政公代 元禄十年七月～十二月……………77

卷二八 本紀二七 津輕信政公代 元禄十一年一月～七月……………80

卷二九 本紀二八 津輕信政公代 元禄十一年八月～十二月……………82

卷三〇 本紀二九 津輕信政公代 元禄十二年一月～六月……………85

卷三一 本紀三〇 津輕信政公代 元禄十二年七月～十二月……………89

(以上 三一卷)

津軽史 一

惣目録 一一九頁 T208・T・1

〔当館解題書目
（第一集「津軽史」掲載 削除）〕

一、信政代近衛家関係

寛文二年・宝永七年・鑑盛元禄三年・宝永

五年抄録

一、若殿信寿近衛家関係

一、嘉永三年 幕府よりの津軽系図上の近衛家関係

質問書に対する答書

一、御使者御口上之覚——近衛右府様へ津軽越中守

順承礼状並進物状

津軽史 二

本紀 一一四頁 T208・T・2

近衛家系図 進藤家系

一、藤氏大綱

一、藤原氏 尊卑分脉

一、御系図之写 藤氏系図（藤原・津軽系譜）

一、近衛殿 津軽記・金家系抄録・鹿内家記・

小山内家記等抄録

一、文禄二年 為信上洛、近衛公へ対面牡丹丸紋

拝領

一、奥富士物語 近衛家関係抄

一、天保十年 鑑丸仮養子許容願

御名使者 田井 友衛

一、天保十一年 右許容御礼御名使者 兼松伴太夫

一、天保十二年 右同 御名使者 高倉 駿河

一、鑑丸仮養子取止め、改めて武之助養子許容願大

隅守家来比良野文蔵

一、天保十三年大道寺族之助を使者とし近衛公へ申

上候書面写及近衛公よりの答書

一、老談一言記日下部景衡聞書抄

一、英麻呂様御養子ニ付書牘写

一、近衛家大夫進藤家系図 附関係大石家系図

明治四十三年六月五日 永沢奉実七十翁書之

一、今大路家系図

安倍系図

御系図ノ写 藤氏系図

一、本藩濫觴実記 一名本立日記 附録

津輕合浦濫觴 附夷国之説

田光の珠の奇事附舍利浜の弁

岩木山始めの元

津輕の夷賊代々征討の事

津輕寺社

奥州五十四郡分る事 附津輕郡村分の事

白髭水の事

善知鳥の説

唐糸の前流罪 附死去の事

阿川津豊前の事

石川三家老の事

北畠左近妹の詠歌

一、津輕・南部両統系譜

津輕史

本紀 一三四頁 T208・T・3

津輕系図

一、津輕系図

一、藩翰譜 津輕

一、藩翰譜続 津輕

一、本朝通鑑津輕紀事 七、六ノ卷

一、徳川十五代史津輕紀事 第三編

一、本藩濫觴実記 一名本立日記 首卷

御当家御遠祖之事

一、秘譜 文化九年公辺へ御書上之控

系譜御尋御答書 津輕越中守

一、天保改正諸家知譜拙記

文政三年二月 速水常忠識

一、近衛家所賜系譜之写概略

一、津輕為信と久慈系図

第八 三八城神社

第一〇 新羅神社

第一一 小田八幡宮

第一四 三前神社

第七 石川城趾

明治三十七年五月 旧八戸藩士 南部興長誌

津輕史 四

本紀三 一三〇頁 T208・T・4

津輕為信 永祿十年—慶長十二年

信枚 慶長十二年—寛永八年

信義 寛永八年—明暦元年

一、目次

一、引用書目

津輕為信

一、津輕先祖の概略

一、為信

一、永祿十年 家督十八才 野崎村計火

一、元龜二年 石川大仏ヶ鼻石川高信・和徳小山内

讃岐攻略・瀬田石隠岐敗退

一、天正四年 大光寺滝本播磨南部へ退去

一、同 六年 浪岡北畠御所敗亡

一、同 七年 故大光寺左衛門遺子六郎・七郎敗走

一、同十三年 油川奥瀬善九郎・横内堤弾正左衛門

・蓬田蓬田越前等平定、長抗日向浅

瀬石にて潰走、田舎館千徳掃部討滅

津輕信枚

一、同十七年 奉行八木橋備中三嶋に使い秀吉より

一、慶長十二年 家督

為信津輕三郡合浦一円の御教書賜る

一、同 十三年 故嫡子信建遺児大熊派と家督抗争

一、同十九年 九戸政実叛乱為信出陣す

一、同 十四年 幕府公裁信枚家督不動津輕左馬頭

一、文祿元年 前田利家一行御検地巡見使来る

建廣津輕追放

一、同 二年 為信秀吉より領地朱印状、近衛公より牡丹丸紋頂戴

花山院忠長津輕へ配流

り牡丹丸紋頂戴

一、同 十五年 弘前城を築き津輕本城とし城下町

一、慶長元年 浅瀬石千徳大和守を征伐

開築

一、同 五年 関ヶ原合戦為信出陣、尾崎喜藏・三

一、同 十九年 大坂冬の陣信枚出兵戦闘参加認め

目内玄蕃・板垣兵部謀叛平定

られず帰国

一、同 六年 清水森戦死者供養祭、上野大館二千

一、元和元年 大凶作

石加増

一、同 五年 信州川中島十万石国替儀起り止む

一、同 九年 故富姫供養の為大光寺に三重塔建立

一、同 八年 亀ヶ岡築城計画の儀中止

一、同十二年 京都に於て、十月十三日嫡男信建病

一、寛永二年 森山内蔵之助青森開港

死、十二月五日為信病死五十八才

一、同 四年 天守閣雷火炎上

一、同 七年 大光寺三重塔雷火焼失

一、同 八年 信枚江戸屋敷にて病死

津輕信義（初め信吉）

一、寛永八年 家督、花山院忠長勅免帰京

一、同 十年 新参船橋半左衛門地元藩士等と軋轢

一、同十三年 公義裁許両成敗船橋半左衛門・乾四

郎兵衛は伊予、兼平伊豆・乳井美作

周防御預

一、同十五年 津輕牧々開く

一、同十八・十九年 二年続き大飢饉

一、正保元年 信吉改信義と称す

一、同四年 信義排斥事件重臣等流罪逼塞多し

一、承応三年 石川弥次右衛門事件に付信義逼塞

一、明暦元年 信義於江戸屋敷病死、殉死者四人

津輕史 五

本紀四 三三四頁 T208・T・5

津輕越中守信政代

明暦二年一月～延宝三年十二月

一、明暦二年 津輕信政贈位記

津輕信政墓前策命

一、明暦二年二月二日 信政家督

叔父十郎左衛門信英後見役並分地五

千石黒石館

今年郡中惣検地並凶作

一、明暦三年正月十八日

江戸大火、神田小川町屋敷焼失

一、同四月十三日 御家訓発布

信政家督補佐に付家老津輕百助神保

三右衛門公義へ誓詞差上ぐ

一、万治三年 樋口権左衛門廻堰大堤奉行に被召抱

一、寛文元年六月廿一日 家中諸法度条目広布

一、同十二月三日 家中知行目録黒印改めて頂戴す

今年より御留書御日記初まる

一、寛文二年三月 道中御掟条目発布

一、九月廿二日 1 十郎左衛門信英弘前屋敷に病

死

2 今年江戸表にて御家訓公示

一、寛文三年正月十三日 十郎左衛門信英跡式嫡男

左京四千石、二男一学千石被下置

一、同十一月七日 江戸詰人積高

一、寛文四年五月十二日 1 孝道の義かな書御書

立広布

2 三郡を三荘と改む

一、同五月廿二日 高屋豊前清永信政命による史書

東日流記・同後記差上

一、同八月六日

1 弘前時鐘成る

2 今年板屋野木・十三湊間御

手船繆ケ沢迄廻船開始す

一、寛文五年五月廿日 銭五文遣即一匁五十文とな

る

一、同八月十九日 貞応二年天下船法度郡中諸湊施

行

一、同九月廿八日 御家中軍用金百石拾匁上納定め

一、同十一月廿四日 長峰にて狼狩人数八備五千人

一、寛文六年二月十六日 諸士組付御手廻と称す

一、同二月廿八日 御関所御印紙定

一、同 八月 人足十万人動員田光沼落口切替

一、寛文七年三月廿三日

1 御祝義在方上納品目定

2 道路制定

一、同六月十八日 公義巡見使一行来り南部へ巡行

一、寛文八年二月晦日 江戸火災御屋敷不残類焼に

付七月迄参勤登延期

と改称、家中跡式作法定めらる

一、同 四月 1 大田寺五重塔成る

一、寛文十二年三月 郡内諸方新田百三十七ヶ村派

2 是年明暦以来開墾改帳仕立新検

立成る

地初る

一、同八月廿三日 御城御広間築

一、寛文九年九月五日 松前蝦夷蜂起応援派兵弘前

一、延宝元年五月廿九日 信政正夫人(増山小弼正

出立、同七日鯨ヶ沢出帆

利女)逝去 号凉松院殿

一、同十一月十二日 蝦夷地派兵大將杉山八兵衛公

今年諸手拾式組御定制

義へ模様上申の為出立

一、延宝二年正月元旦 御留守年御規式被仰出

今年二の丸御馬屋、三の丸御客座敷建つ

一、同八月十二日 岩木川堀替惣奉行櫛引源左衛門

一、寛文十年二月 青森堤川大橋架渡す

一、同十月廿九日 御日記来月朔日より御目付立合

一、同四月廿六日 江戸城紅葉山御宮御用楮土献上

一、同十一月朔日 御舞台出来、御家中御能初めて

一、同五月十六日 蝦夷地隠密御用牧只衛門・秋元

見物

六左衛門派遣

一、延宝三年二月廿日 奥州津輕住陸奥大掾橘盛宗

一、同六月九日 御家中八拾三騎御本参被仰付

・相模守来国吉於奥州津輕

一、寛文十一年七月五日 青森御仮屋建築

作之の通銘切可致

一、八月日欠 郡内新検地初る、代官遣目を代官所

一、三月二日 御代官永年勤続者七人本参被召直

一、同 十二日 衣類御制禁条目定む

一、同七月十一日 山鹿甚五左衛門何方成共心次第

可罷有由被仰出

一、二月十六日 町人在方共士の呼名様付に致し小

身と雖殿付不可致事

今年左官名人伊東太郎左衛門召抱

左官の法初めて弘まる

津輕史 六

本紀五 三一〇頁 T208・T・6

信政代 延宝四年一月～十二月

延宝四年

一、正月二日 御本參新地小頭共御土器頂戴す

一、同廿二日 御用こよみ七十本旧冬失念の由江戸

より下着

一、二月廿三日 酒煙草去年内々作る事急度禁止

一、三月十三日 御系図写桐箱へ入れ近衛様へ差登

す

一、同 十七日 弘前酒屋共黒石在浦へ売出法度

一、四月廿一日 南部秋田論山付千葉源右衛門碇関

遣す

一、同 廿八日 津輕平八郎（信政弟）疱瘡煩卒去

一、五月十二日 屋形様御城着御通奉拜の衆無作法

無之様申来る

一、同十三日 去四月廿六日江戸発駕今日着城す

一、同十四日 重臣家族等疱瘡煩者へ見舞使者遣す

一、六月二日 小見山玄益論語講習

一、同 三日 鉄砲師国友文右衛門・川上清三郎御

持筒出来し試し被仰付

一、同十八日 御膳過屋形様御講談近臣等拝聴す

一、同廿二日 1 久祥院（信政生母）浅虫湯治発

足

2 敦賀着千百俵積御米船去十五日

大風破船の書状来る

一、同 晦日 斬罪五人、盛宗・国吉作ためし斬り

一、七月九日 久保田領津輕御本陣若狭屋与三左衛

門並斎藤左次兵衛御目通銀子五枚宛

被下

一、同十七日 当三月より風合瀬大間越常々鳴動

去十三日より殊に強く深浦神楽被申付

一、同廿五日 成田蔵右衛門書物板行御用被命

一、八月八日 津輕主馬（信政弟）病死、小唄高声

拍子方並惣普請三日停止

一、同 十日 黒石祭礼初まる

一、同十二日 和徳派町頭茂右衛門屋敷靈芝二本

生じ、御米二俵昆布二把塩引二尺御祝遣す

一、同廿四日 物頭中へ焼かせし塩硝灰西の郭櫓に

貯ふ

一、同廿六日 梶井門跡使者の融通念仏血脈奉加及

熊野滝本千手堂建立祈禱札両者共禁

止不許可

一、九月六日 藤崎伝馬派難義家数衰微屋敷年貢赦

免す

一、同十一日 外浜中諸派取立蟹田沖出材木御蔵銀

可充旨申渡す

一、同廿八日 御本丸廻北の郭御精進日烏打停止

一、十月二日 玄猪祝御残物御物頭御物奉行等に被

下、其節肩衣可着事

一、同 三日 広須五所川原惣絵図寛文四年の写し

一通差上

一、同十一日 深浦澗口観音神楽託宣披露の処、以

来託宣は他見無之封の儘可差上

一、十一月一日 漆の夷工藤六兵衛・嶋田惣兵衛両

人にて百六十石五斗余有之由

一、同 六日 猿狐殺生停止、郡中不殘觸る

一、同十三日 寺庵末寺等門前にて僧俗博奕の聞え

有、嚴重取締方各大寺へ申渡す

一、同廿一日 惡戸・兼平にて追鳥狩雉子百廿六捕

獲、廿三日右御料理被仰付

一、十二月九日 森岡主膳老中へ相加ふる旨被仰付

る

一、同廿二日 諸士隱居願六十才以上、養子願四十

才以上定

一、同廿八日 門脇慶庵脇舘獸黒焼四袋差上く

一、八月日欠 藤崎唐糸前開帳

今年畑物成御年貢定

延宝五年

一、正月元日 屋形様寅下刻御装束御神拝規式

一、同 四日 梧桐箒にて掃き初め節分儺名執行う

一、同十三日 未刻より赤雪降り赤土に成、地震度

々有り

一、同卅日 1 輕者役人に撰出時其者の扶持高年

令書上申の事

2 秋元金左衛門脇舘獸一網に取由差

上く

一、二月四日 御廐の者共争鬪談義の為寄合所に諸

役人出頭

一、同 六日 江戸白山屋敷と取替屋敷の件

一、同十六日 淀関通魚類無役但宿川原に番人置隠

物は取締の事

一、同十八日 領分中紫根草掘取登せ可申旨申渡す

一、同廿八日 小見山玄益從去年經書講習相勤め褒

津輕史 七

本紀六 二八七頁 T208・T・7

信政代 延宝五年一月〜十二月

美をうく

一、三月七日 御馬役三人御馬十六疋差登す

一、同 八日 今別狀四人串貝等持參屋形様へ差上、書院白砂にて右狀共御覽被遊

一、同 十日 御当地山伏に付大峰派と羽黒派と別々に頭被命度願を羽黒在庁より差出し願聞届けられず

一、同十五日 をつ・ぶ・銀・山・極・印・尾・太・の・二・字・相・定・め、

右の文字小見山玄益考案

一、同十六日 1 屋形様參勤江戸登り発駕

2 青森今十二日より夥敷地震ふ

南部秋田にても地震打続由注進

一、四月八日 去晦日より連日地震有之

一、同十五日 屋形様去三日御上着の由申来る

一、同廿五日 積登米海上守護札出し本行寺へ御初

尾被下

一、五月九日 青森筋より南部へ盜馬取締の為、仏

坂番所引取、天箇平に建て役人鉄炮増す

一、同 廿日 尾太山前々より二双倍銀多く出づ

一、同廿八日 郡内申上刻大地震

一、六月四日 尾太山にて村人欠落者擲取於猫坂礫

にす

一、同 九日 今日より来月晦日迄野山の紫根掘取

差上べし代銀遣す旨相触る

一、同十日 1 各支配中又は借家にて博奕及火付

構敷者有之時、其組頭無念たるべ

き由申渡す

2 馬盜人捕者褒美米一俵、馬盜人は

越山被申付

一、同廿二日 早魃の愁あり本行寺請雨祈禱、昨日

早速雨降る、白銀二枚遣す

一、同廿八日 尾太山弥本銀穿由注進有之

一、七月一日 旅者一切不入場条件付勸進角力盆中

七日間興行許可

一、同 八日 森岡主膳を尾太山へ派遣御祝義被下

一、同 廿日 1 尾太山他国の金穿呼寄の儀当年

は延引

2 久保田市郎左衛門宅にて塩硝作

り火傷十七人、市郎左衛門御奉

公延引、右の与力閉門

一、八月朔日 1 去六月廿六日於江戸北村源八姓

を喜多村と三字に改称被仰付旨

申来る

2 馬盜共八人秋田領へ逃亡、佐竹

石見方にて捕押へ碇関にて引渡

受取の為め十六人遣す

3 亥刻十三町六十九軒焼失

一、同 晦日 江戸米及金相場

一、九月三日 初鮭十五文目以下直段相定む

一、同 四日 已刻弘前親方町出火八十五軒焼失、

黒石家来も消火に勤む、右江戸へ注

進飛脚立つ

一、十月九日 在町自然家殺すこと停止

一、同 十二日 御町火事の節消火勤方申渡す

一、十一月六日 去月十二日東廻材木船二十六人乗

宮古沖にて遭難の由申来る

一、同 九日 1 御鷹師八人江戸下着

2 最勝院本堂表門及耕春院建立

3 今年紙漉頭今景伝兵衛・新屋喜

十郎並紙漉呼下す

一、正月十九日 江戸駿河台辺火消番被命、三月廿

八日御免

一、五月五日 御系圖書足に付近衛様家来今大路出

羽守下着

津輕史 八

本紀七 二七四頁 T208・T・8

信政代 延宝六年一月～十二月

延宝六年

一、正月廿九日 吉村場左衛門弘前惣絵図出来差登

す、屋形様御覽御褒の由申来る

一、二月旦 松前兵庫様入用たばこ鯔ヶ沢沖出

一、同 四日 濁沢金山の金入荷金二匁一分出す

一、同 五日 出仕日武者屯より内あしだはき禁止

不断足輕小知行及又ものあしだ禁止

一、同十九日 去正月十九日屋形様駿河台飛火御消

御役被命由申来る

一、三月朔日 弓道名人加藤新右衛門頼重御召抱

一、同 九日 勤番時袴着す時は下駄ばき高足駄は

べからずく

一、同十三日 家康、秀忠、光綱、為信、枚義政の十一字名

乗字遠慮の事

一、同廿四日 黒鶴一羽鶴田村与次右衛門差上ぐ

一、同廿七日 南部者兵右衛門へ赤根沢にて聞夫口

のすり水干申付る

一、同廿八日 何山にても金鉢らしき山申出づべし

一、四月十七日 駿河台飛火御消役先月廿八日赦免

一、同十九日 1 唐津船積登荷物当年は無役申付

く

2 外浜御留山帆柱許り沖出許可す

一、同廿八日 御本城三箇所穴藏作事、鯔ヶ沢舟大

工五人来り出情に付褒美被下

一、五月一日 先月廿日鯔ヶ沢津出米船同廿六日秋

田渡鹿沖にて遭難の由注進

一、同十五日 1 鶴田村派頭半左衛門不屈儀に付

追放

2 去巳年建立報恩寺十一面観音開

帳

小枝伝之丞と共同緒土売出罪科に

より一味磔等処刑さる

一、同廿二日 屋形様今廿一日江戸鶯鷺の旨申来る

一、同廿七日 薬王院御祈禱料一ヶ年中銀十枚相定

む

一、八月三日 報恩寺最勝院八幡宮訴状の件

一、同 八日 十六羅漢山門へ移す事長勝寺へ許可

一、六月三日 亀甲町穢多屋敷石渡へ引越さしむ

一、同 九日 蟹田御手山盗材及公儀船不正取扱に

一、同 九日 屋形様着城

付浅尾庄次郎等一味磔等処刑

一、同十九日 1 従御前被仰出候覺条々の事

一、同 廿日 鉄砲薬千貫目不断用意すべき事

2 御用日及松田五郎左衛門兵字講

一、同廿二日 最勝院当年御星供守札勢至秘法供差

習日程

上く

一、七月三日 御当地近辺にて御登米船被損数申上

一、同廿六日 紫根三十駄江戸へ登す

く

一、九月十一日 信政生母久昌院浅虫湯治出立

一、同 四日 喜多村源八屋敷作事御覽の為御出

一、同十六日 历年正・五・九月東照宮参詣の所当

一、同 七日 鳶鳥は御手筒にて打つこと許す

年は参詣せざる旨被仰出

一、同 廿日 武者屯御門狭間無用ふさがせること

一、十月三日 久昌院浅虫湯治より帰城

一、同廿三日 1 石渡御蔵新建造

一、同十九日 長勝寺戒壇五戒を受ける男女五百人

2 南部浄法寺兵左衛門と緒土奉行

一、十一月朔日 寺社へ書付申渡並寺社奉行勤務心

得覚

一、同 七日 弓鉄砲定書今度改被仰出

一、同十三日 湯沢金山より金二十一匁差上ぐ

一、同十六日 1 先年戸田七郎兵衛取立はせう派

小知行二十三人年期明け御物頭

支配申付く

2 追鳥狩心得方申渡す

一、同十九日 悪戸兼平追鳥狩、惣勢二千六百人

一、同廿一日 乳井八幡館追鳥狩人数右同断

一、同廿三日 御献上雉子八十一登之

一、同廿六日 狩場雉子御料理一門重臣御相伴

一、十二月七日 領内銀子払底他領持出停止

一、同十一日 金井箇沢村廿三軒焼失

一、同十四日 相馬より碇ヶ関迄の樹木員数調差上

ぐ

一、同十六日 御下向以後の処刑帳差上之

一、同廿一日 闕所帳面貸方上聞

津軽史 九

本紀八 一九五頁 T208・T・9

信政代 延宝七年一月～十二月

延宝七年

一、正月四日 式日兵書講習

一、同 六日 長勝寺酒禁制に付禪家一宗御盃被下

間敷由申渡す

一、同 九日 成瀬隼人より被進の鶴高津又市庖丁

勤む

一、同廿四日 耕春院・革秀寺と長勝寺公事、他五

箇寺閉門被命

一、同廿五日 堀伝左衛門若党仲間喧嘩両人斬罪の

事

一、二月三日 外浜飯米種粃難義年貢より千五百俵

差引

り祝義酒二樽塩引十尺遣す

一、同 八日 若殿様(信秀)抱瘡平癒御酒湯被遊由

一、同廿一日 上磯左衛門儀小次郎と申狀殺候付

一、三月四日 参勤留守中守るべき五ヶ条及役々心得申渡す

其所にて左衛門斬罪申渡さる

得申渡す

一、同廿七日 1 当年日損田地約九千町歩但一兩

一、同 九日 屋形様参勤江戸登発駕

日の雨にて大形仕付終る

一、同 十日 西郭焰硝蔵火の番十人任命煙草蔵禁

2 紫草今年も掘らせ可申由申来る

一、同廿五日 廿二日発下之切山火事漸く十三にて

一、六月五日 在々日損故水論有之、見分相廻る

火止、外浜未消、金木山火事漸く鎮火

一、同十五日 外浜新城山火災、火消の為浪岡獲賀

一、同廿七日 兩浮田村狼荒で馬の子悉く被喰由申

藤崎人足出す、十六日消止む

来る

一、同廿二日 操太夫来七月勅進相撲許可願

一、四月八日 屋形様去廿六日上着の旨申来る

一、同 卅日 三月より五、六月迄山嵐荒激し

一、同十一日 先月頃より西浜目屋沢山嵐発生夥し

一、七月六日 広須村次郎兵衛及太郎兵衛二人儀一

一、同十七日 天守台石垣くつろぎ補修す

人者宿致し筋目不立越山申付らる

一、五月二日 干魘用水難義に付百沢寺雨乞及山嵐

一、八月十七日 長勝寺出入の義首尾能解決、革秀

除の札申付く

寺・耕春院・長勝寺三ヶ寺隠居被仰付

一、同十一日 大行院並堰神雨乞、翌十二日大雨降

一、九月十二日 去七八日大風に付深浦三軒潰れ旅

船三艘破損漁船不残沈没す

一、同廿三日 権現様（家康）御影御指領一腰及御

内分金三千両今日江戸へ差登す

一、十月十七日 当夏より沖口出米停止の所解除申

渡す

一、同廿一日 材木値段一割上、漆値段二文目上

一、同廿四日 青森より白鳥五、同廿九日二羽差上

ぐ

一、十一月七日 外ヶ浜宇田に番所新設す

一、同十三日 1 緒土十駄江戸へ差登す

2 馬盗人斬罪ためしに森宗長刀三

振及鎗遣ふ

一、十二月廿二日 1 御台所鶴の塩役赦免可申由

申来る

2 田村藤太夫人任命さる

3 銀一貫目金十両以上出入は

渡辺治太夫・喜多村源八両人

判形の事

一、同廿九日 年頭御札御書院の給仕、御馬廻の子

供糶古申付く

今年御組頭地方御蔵入御蔵米白石に

付式百俵定め

今年徳田町及新町に新御蔵立つ

今年江戸よりきやりの者御下し御抱

津軽史 一〇

本紀九 二四〇頁 T208・T・10

信政代 延宝八年一月～十二月

延宝八年

一、正月九日 用人三人（間宮勘右衛門・堀伝左衛

門・木村奎之助）新任及用人支配役

職並役務心得申渡す

一、同廿一日 江戸より新召抱等二十ヶ条申来る

一、閏八月 正月御定公義令江戸詰召連人数覚

一、二月廿二日 御家中他領へ払馬以来停止とす

一、三月三日 江戸扶持人百石より三千石迄横改定

一、四月八日 茂森観音供養執行

一、同十二日 御国惣足輕惣小知行役銀割付覚

一、同十八日 高厳院(秀忠)仏殿造営入用赅土百

貫目去三月廿三日献上の旨申来る

一、五月三日 去月十三日唐牛甚右衛門用人被任命

一、同十六日 今晩於北村弥右衛門宅平内論山の義

相談有之

一、同廿四日 1 公方様(家綱)御不例去八日他

界の由

2 唐牛甚右衛門老中末座詰の事

一、同廿七日 御内分金二千五百両江戸差登す

一、五月本行寺本堂三年にて成就す

一、六月朔日 公方様御他界に付月並御礼無之

一、同十七日 公方様就御他界諸山諷經の事

一、七月六日 御本城御金蔵棟上、如先例御祝義差

上ぐ

一、八月卅日 廿六日来の領内大洪水模様報告、飛

脚今日江戸へ出立

一、閏八月六日 1 去廿三日勅使院使江戸へ御下

向將軍宣下、屋形様近衛様へ

御出、御太刀金馬代献上

2 去廿一日若殿様へ名乗信重と

被下、家中名乗この字使用者

は改むべきこと

一、同十一日 惣検見申付く

一、同廿三日 1 先日態飛脚三人江戸二日遅着、

過料一人銀三枚宛申付く

2 木綿紙入新御蔵出来

一、同廿七日

1 御内分銀にて家中在々の米買調

2 洪水にて領内米不足他領出米停

止、松前田名部へ御意なくて出

間敷事

3 洪水にて飢渴者へ救米可出の事

一、同廿八日

御旗本備・惣備命印、惣又者相印共

定め

一、九月四日

報恩寺病死及同阿弥陀堂成就に付千

日念仏開始

一、同 六日

洪水道橋破損、早急要繕の所許り修

覆可仕

一、同十三日

屋形様今七日江戸発駕道中廿一日振

り廿七日下午着予定の由申来る

一、同廿七日

屋形様江戸より着城

一、十月朔日

二・三郭御門舛形又は坂中に番所新

設す

一、同 六日

1 北村弥右衛門・渡辺治太夫・進

藤庄兵衛三人老年に付家老職御免

2 家老津輕玄蕃一人のみに付喜多

村監物手伝被仰付

一、同 七日

当年貢皆済後ならでは一切出米停止

一、同 九日

五十石町より亀甲町迄川欠普請命ず

一、同十三日

山鹿八郎左衛門下着屋形様へ御目見

一、同廿一日

黄精四斗五升在々より御台所へ差上

ぐ

一、同廿二日

用人勤務時刻定む

一、同廿三日

成田吉左衛門男子無之付七才の娘へ

伯父九兵衛男九才智取名跡継許可す

一、同 卅日

1 午中刻鶴の庖丁小川金太夫勤む

2 松田五郎左衛門四・九日講談被

命

一、十一月十日

久保田市郎左衛門大目付役就任

一、十二月八日 1 大道寺次郎市は隼人、高倉兵

右衛門は主計、間宮勘右衛門

は求馬と三人共名改被命

方触出す

2 操歌舞伎、勧進相撲類向後無

用可為事

2 新規被召出、中小性十人、表

坊主十二人

一、同十五日 野崎十太夫八十三騎の故悴へ扶持被

下置

一、同 廿日 杉山八兵衛今朝病死

津 輕 史 一 一

本紀一〇 一〇四六頁 T208・T・11

信政代 天和元年一月〜天和二年十二月

一、三月三日 青森在番一ヶ月交代となる

一、同 五日 清水・門外村より碇ヶ関海道両脇

天和元年

に二葉松植付る

一、一月四日 柳川素庵年頭祝儀挨拶登城

一、四月三日 細雨、已刻大地震、大地動揺甚し

一、同 七日 山鹿八郎左衛門家老、知行千石被下

一、同 八日 貞昌寺寝釈迦供養執行

置

一、同十二日 青蓮院饗応の為信政公接待役被仰付

一、同廿一日 五人組の儀被仰出

一、六月六日 昨丑刻より終日降雨、岩木川増水

一、同廿四日 昨廿三日古懸不動尊惣身出汗注進

一、同十九日 巡見使戌刻碇ヶ関御着

一、二月十三日 1 御国廻当年下向に付領内掃除

一、同 廿日 未上刻弘前到着、翌廿一日出発

一、同廿四日 今朝尾辺地発足、十三昼、小泊着

一、同廿六日 小泊にて海上遊山、暮頃帰宿

一、同廿九日 山師打聞ノ沢相内にて銀山見立る

一、同 卅日 北の御丸館神遷宮す

一、七月三日 巡見使卯中刻小泊より出船、松前着

岸

一、同 五日 革秀寺如例年施餓鬼執行

一、同 十日 大館千手院橋雲寺住職被仰付

一、同十四日 久昌院様長勝寺参詣、於報恩寺施餓

鬼執行う

一、同廿二日 仙台の者三人錠ヶ関口より追放被申

付

一、八月朔日 切支丹宗門御改証文今年より毎年可

差出之事

一、同 十日 九日巡見使松前出船、卯中刻青森着

岸、明十一日出立、浅虫昼休

一、九月四日 岩木山嵩初雪みる

一、同十九日 猿賀神社後住江戸青山長泉寺被仰付

一、同廿一日 荒木関新右衛家来斬罪に処さる

一、十月廿日 疋田長右衛門家来重罪に付死罪申渡

一、同廿四日 年号天和と改元の儀京都に於て壹万

石以上の諸大名被為召被仰渡

一、同 卅日 秋に入実入能く、かべ(株)切らず

候故取米少く郡内難義、一説に大不

熟作共又上方高直にて秋米二升二

合、作八歩と云

一、十一月七日 国産赫土十貫百目八十箱江戸へ差

登す

一、同廿三日 如例年御献上雉子九六江戸へ遣す

一、同廿四日 弘前町市の義二月上旬被仰付候へ共

長町計に立つ今日町々廻り市被仰付

一、十二月五日 去月十四日於浅草屋敷松平無三様

御遠行、信政公舎弟伊左衛門信經

様也

天和二年

一、二月一日 津輕監物去月十一日家老被仰付

一、三月八日 津田仙庵跡式被没収

一、同十五日 土手町より碇ヶ関迄道普請、両脇に

小松植付置く

一、同十八日 青森大火、家数二百軒焼失

一、四月九日 去月十九日越後高田検地信政公へ下

命

一、五月廿二日 1 信政公五月三日出立、今日弘

前下着

2 本城南東の隅槽今廿一日より

時太鼓打つ

一、六月十二日 栗原泰芸謁見、銀子二十枚拾人扶

持被下置

一、七月七日 於書院小幡孫八兵書講談

一、同十七日 栗原泰芸中氣相煩候との事

一、八月六日 先月廿七日越後検地無事相済む

一、同十三日 八幡宮御輿出来、十五日祭礼奉行

一、九月十六日 信政公広須・鰯ヶ沢へ御出、廿一

日帰城

一、十月十七日 外ヶ浜鉄吹共餅鉄にて上納仕度

旨、銀子壹人に付八十目宛被下置

度之願申出る

一、十一月四日 廻り市被仰付

一、十二月七日 津輕左近千之助と改名、三十人扶

持被下置

一、同廿八日 1 江戸大火事、本町屋敷表通少し

類焼の由

2 郡中製札七十四ヶ所建直す

3 酒御役三両、是迄拾石に付拾文

津軽史 一二

本紀 一一 二七八頁 T 208・T・12

信政代 天和三年一月と十二月

天和三年

一、一月十日 正月中大雪、饑名年男渡辺将監勤之

一、同十三日 如例年於八幡宮吉兆開行ふ

一、二月三日 領分中樹木・材木・雜木不殘書付出

させる

一、三月七日 信政公江戸へ御発駕

一、同廿二日 1 青森上町火災、拾三、四軒焼失

2 代官下を代官所に、名主を庄屋

と改む

一、同 日欠 弘前町名改め新道御蔵前町割被仰付

一、四月十五日 貞昌寺頓誉遷化

一、同廿二日 従奥内小国山へ鉄上の際警固被申付

一、同廿九日 相馬沢・紙漉沢五ヶ村山犬出沒頻々

一、同十一日 二男主殿様奈須遠江守へ養子願

一、同十二日 早瀬野道待番人新知御足軽と交代

一、五月日欠 1 浜ノ町舛形御番所建つ

2 板屋野木村龍巻起り家屋被損、

人死す

一、同廿三日 去十九日雷にて飯詰・黒石にて落雷

死者出る

一、閏五月十一日 馬場尻並各地に鵜植田を荒し発

砲方願出

一、同 日欠 土井能登守(信義公女万姫姫)御遠行

一、同廿一日 五所川原代官不仕末の儀糺明僉議被

申渡

一、同廿七日 信政公日光宮修覆被仰付之

一、六月廿一日 江戸詰月代進藤庄兵衛出立

一、同廿三日 1 鉄申請候際拾両に八貫匁の直段

に申伝う

2 蟹田鰐淵に三拾石鉄砂有之と

一、同廿九日 炭焼竈築造入用の木石土の所在要請

一、七月廿六日 与一様当十一日名改め初て御目見

洛む

一、八月七日 川原平新田溜池普請人足出不申事

一、同十六日 越後検地首尾能く済み、視義の為め

登城

一、同廿八日 五所川原代官出入の儀に付關係人預

置く

一、同 日欠 平川・六羽川掘替工事被仰付

一、九月一日 公儀より造酒の儀に付触書申来る

一、十月四日 1 信政公日光へ御出、十九日歸府

申来る

2 津輕左京逝去

一、同十七日 1 家中俵子相渡候付以後京枓四拾

石升目積で石高に應じ可渡之事

2 切腹・斬罪・磔の類並御暇被下

の者迄寛文元年より為書出、猶

召出の者御加増・分知・役替の

類迄も明記呈出可致事

一、同廿一日 五所川原代官兩人評定所僉儀被申付

一、十一月十一日 知行高百石に付四つ五分成、京

枓四拾五石、俵子百俵に付石積

三拾五石以後渡方申付く

・知行高百石に付三つ五分成京枓三五石

・同俵子百石に付石積同三〇名

江戸知行従当暮古・新参共大坂

惣並米直段次第可被下候事

一、同十二日 午下刻再吹雪大風にて郭内各所被害

有り

一、同廿七日 1 日光普請十三日無事仕舞の趣申

来る

2 小昼飯並田植の折往来の者土塗

候事並鬘大刺下停止、荒地を亡

所と云、川欠を川成と云、現米

蔵を御物蔵と可申旨被仰渡

一、十二月十一日 昨夜の洪水石川橋押流す

一、同廿七日 平蔵様出羽守と奉称る

一、当年 於江戸八百屋お七年十七才火灸の刑

に被処

津軽史 一三

本紀一二 三〇八頁 T208・T・13

信政代 貞享元年一月〜十二月

貞享元年

一、正月二日 市立始む、当月より二日に町市開く

一、同 七日 御留守居に付謡初め七種の儀も無之

一、同十二日 明十三日於八幡宮吉兆開に付鳥杯打

申間敷事

一、同十五日 如恒例御家中御礼式相済む

一、二月十日 信政公御暇賜わり例年より早目に帰

弘の由

一、同廿一日 暦の御改有之、貞享暦と云（一説十

月廿九日とも）

一、三月一日 西郭隍御門閉門時間普請に付差延す

一、同 六日 和徳新町地子割直し、従来通にあら

ざる旨申遣す

一、同年三月十四日〜同三十日 此間欠落

一、三月中旬 1 郡中惣御検地始る、一説二二月

十八日ト云

2 茂森町成田五兵衛開田す

一、四月十二日 1 柳川素庵始て御出、栗原泰芸

老御対顔

2 公儀御法度之儀寺庵社祠新規

取立禁止

一、五月五日 今日より十七日間本長町新町に操芝

居興行、太夫大和と申し仙台より参

候者也

一、同 六日 明七日御下向初て御能催す

一、同十五日 新知・加増・家督・祝言・名替之儀

相済む

一、同十八日 今晚西の御郭にて相撲見物被遊

一、同 廿日 小作銀・小役に付ての申覺

一、同廿七日 1 津輕大学弘前出立、外浜・上下

磯不殘巡見

2 大道寺隼人・間宮求馬御檢地場

へ明日出向

一、六月一日 今月初旬より稲虫付き各所に虫祭有

一、同 九日 信政公今日浅虫へ湯治御出発

一、同十八日 栗原泰芸老本日午中刻病死、則死体

塩漬に仕取置候、赴報浅虫へも午下

刻注進

一、同 晦日 於京都台徳院より為信公への御名有

之御書六行横物金七両代糸屋助右衛

門より求候由

一、七月五日 例年の如く草秀寺に施餓鬼取行ふ

一、同 八日 浅虫より無事御帰館被遊

一、同十三日 弘前町中見世前部取払ふべき事

一、同十九日 酒・煙草役改め申渡す

一、八月二日 信政公辰上刻鯔ヶ沢へ御発駕被遊

一、同 三日 預人宅に於て斬罪に処さる

一、同十一日 信政公西浜より御帰城

一、同廿七日 信政公今十九日より十三筋・木造・

板屋野木廻り帰館

一、九月八日 去廿八日於城中稻葉岩見守堀田筑前

守を突刺し討れ候由江戸より申来る

一、同十八日 長勝寺へ栗編み五俵差上可申之事

一、同廿一日 1 信政公来年江戸参府に付御献上

鮭今日差登す

2 柳川素庵氣色悪敷の由江戸へ申

遣す

一、貞享元年十月中 此月欠落

一、十一月四日 柳川豊前死骸見分の為御検使下向

一、同 十三日 検使役今井三郎右衛門弘前着到

一、同 十四日 検使衆已刻当地発足す

一、十二月五日 長勝寺へ御参詣、御供如例則刻帰

館

一、同 十五日 例月御礼式御座ノ間に於て御目見

有之

加増五百石 合千石 津輕外記

同 三百石 合八百石 津輕左門

同 二百石 与力十人 津輕靱負

一、同十六日 津輕百助廿七回忌法事執行

一、同廿五日 若殿様御叙爵、出羽守と改む

津輕史 一四

本紀一三 二〇八頁 T208・T・14

信政代 貞享二年一月〜十二月

貞享二年

一、一月三日 蒔絵師六左衛門進物差上之

一、同十三日 昨御馬屋町於矢場弓射・鉄砲打初

一、同十四日 信政公四十歳御賀、諸士詩歌献呈

一、同廿六日 匹田甫庵名跡長左衛門広庸五百石加

増、都合八百石、家老職被仰付

一、二月十七日 尾崎村火災又新土手町小家焼失

一、同廿四日 領分中壳魚小頭弥次兵衛被申付、

弘前四人、青森二人、上磯二人、都

合六人

一、二月日欠 渡辺將監病死、城代進藤庄兵衛

一、三月九日 公外ヶ浜へ為御慰御出被成旨被仰出

一、同十一日 奥瀬長左衛門役儀被召放閉門被仰付

一、同十三日 魚壳本役・半役各支配地域発行枚数

の事

一、同 廿日 昨今の豪雨にて駒越川汎濫洪水

一、同廿八日 進藤庄兵衛・毛内有右衛門外各藩士

加増

一、四月十日 明十一日火付の牛（人名）火灸の刑

申付らる

一、同十二日 三の郭土手上通り杉植付様申渡す

一、同廿六日 床前地子新田の者活鶴毛羽差上ぐ

一、同廿十九日 高野新田百姓活鶴毛献上

一、貞享二年從五月一日〜至同八日 此間欠落

一、同五月五日 鯔ヶ沢御町奉行成田伝兵衛被任命

一、同 九日 留守中兩度御定法条日仰出さる、例

年は三月中

一、五月日欠 若殿様御内縁御内談御究之旨通達有

之

一、同十八日 外浜堀替村板木沢地内に遺棄死体あ

り

一、同廿八日 倒百姓明屋敷望者へ入札御払伺

一、六月一日 青森在番成田七郎右衛門、日付斎藤

太兵衛

一、同 六日 藤崎川渡船修理之儀申伺

一、同十七日 信政公今四日参府御礼之旨参向、遣

馬二足進獻

一、同廿八日 於大円寺境内鑄鐘、撞鐘占懸へ納

む、治工井家喜兵衛鐘差渡二尺八寸

と云

上身自害致す

一、七月六日 於江戸鎌田太夫駕頭を手討致す

一、同十六日 為信公養女実は堤宗七女、兼平盛久

一、同廿七日 掃除者藤十郎外三名籠舎前にて成敗

妻死去

さる

一、同 卅日 大湯次郎左衛門斬罪に処さる

一、貞享二年八月〜九月分 欠落

一、同 末日 秋に入実入能く八分作、大森・黒崎・

五所川原・藤崎四ヶ所へ御藏建造す

一、同八月日欠 堀越海道千年山へ新道附替る

一、十二月六日 献上初鱈差上の事

一、十月二日 大円寺境内鑄造撞鐘時鐘に使用の旨

一、同十七日 新曆久昌院へ被遣、其外拾本参候付

申立

月番所々曆入候藏々へ相遣す

一、同 日欠 御新検奉行等雪降の為竿打不能によ

一、同廿七日 1 御鷹師河崎太左衛門・今又十郎

り中止

兩人下着

一、同 日欠 百沢御堂普請取付く

2 与一様縁組、相馬弾正妹子様と

一、同十六日 酒小売直段以後四分と一分直下げと

去十二日被仰出

なる

一、同廿七日 御鷹七居差上ぐ

一、十一月三日 中田太兵衛妻女に手疵を負せ其の

津輕史 一五

本紀一四 八六八頁 T208・T・15

信政代 貞享三年一月～同四年十二月

貞享三年

一、一月三日 今朝御規式御家中御礼恒例の如し

一、同 六日 薬王院末派神宮寺蓮常院乱氣自害し

て果る

一、同 八日 漁師新田庄五郎木割にて妻女殺害

一、同 十九日 質座御定役、弘前二枚、両浜壹枚・

在三十目

一、二月三日 郷出人養内錢の定、五十目～廿目迄

一、同 九日 弘前端へ磔申付られ、取上村にて磔

に処す

一、同 廿四日 昨夜より洪水常より七尺程も増水

一、同 廿九日 戌の刻東方より西方へ光り物飛び去

る

一、貞享三年三月中 欠落

一、四月六日 新井寒竹・同常價絵師共に被召出

一、五月三日 公四月廿日毘沙門様接待役被仰付之

一、同 九日 御隠居様養生不叶御逝去被遊、鳴物

作事十五日迄七日内停止

一、同 十日 公儀より服着令触書付到達す

一、貞享三年六月～七月分 欠落

一、七月日欠 頭白き烏カラス羽三拾年来薄市村に飛廻

る

一、同 日欠 百沢下居宮大普請、綱吉公厄年に付

祈禱

一、八月廿一日 信政公鯨ヶ沢より西浜、広須新田

巡見

一、同廿八日 素庵家来十山及篠村両人共に被召抱

る

一、九月十日 昨夜岩木山降雪有り

一、同廿二日 献上鷹本日江戸へ差登す

一、同廿七日 青森にて藤八芝居興行仕立の願出

一、十月六日 中村の太右衛門斬首の上首懸獄門被

申渡

一、同十五日 御城二の丸に時大鼓設置、卯刻より

打始む

一、同廿四日 如例年長勝寺・報恩寺へ御茶壺被遣

一、同日欠 此日新検地御竿奉行任命さる

一、同日欠 堀際より既丁行留りを切通し、新坂

となる

一、十一月六日 福士弥左衛門父子五里四方追放

一、同晦日 此時藩士被召放者多数、足軽八三人

永の御暇

一、十二月十日 森岡主膳三百石加増、城代彦千石

となる

一、同廿五日 1 南部の者並能登の仁兵衛御国追

放

2 領内田租凡六〇八三一石五斗六

升壹合、田三四二〇〇町八反壹

畝拾八歩、本村数四六〇ヶ村、

属村一七四ヶ村

貞享四年

一、一月四日 上磯水吞新三郎鍾にて姉打殺す

一、同 九日 今夜四ツ時報恩寺徒客殿出火、不残

焼失

一、同十一日 田村藤太夫外各々御加増被下置

一、同十四日 長勝寺千部御法要執行

一、二月十日 鯔ヶ沢肴奉行自害す

一、同十六日 駒越村支配八幡にて昨夜火事發生

死す

一、同十八日 洪水にて鶴田村川除堤四拾間欠潰

一、五月十日 津輕靱負已刻江戸へ発足

一、同廿九日 青森安方町火事、焼失家屋廿八軒

一、同廿六日 両院使接待御馳走役被仰付公相勤む

一、三月二日 竹ヶ鼻村吉左衛門鶴毛羽呈上す

一、同廿八日 大鰐洪水、大石橋へ上げ置、漸く流

一、同 十日 牧只右衛門悴勘太夫知行没収

失免かる

一、同十八日 信政公御発駕、道中岩崎渡にて御徒

一、六月三日 毛内有右衛門今晚病死

一、同十九日 1 床舞村久右衛門活鶴差上ぐ

一、同 廿日 青森安方町殺人の上死体海中へ棄つ

2 今別藤嶋の狄・松ヶ崎狄諸色献

一、同廿六日 親吉右衛門・悴半助共に磔申付らる

上す

一、七月六日 東長町へ矢場出来

一、同廿六日 今夕五ツ時報恩寺内勸明院出火、類

一、同十四日 水霜降り稲畑に被害甚大

火無し

一、八月三日 今別狄貝ノ玉献上す

一、四月四日 岩崎村三日出火、強風の上今に鎮火

一、同 六日 地方に有之小知行の者御引上被申付

不申由

一、同 十日 床舞水吞彦十郎活鶴一羽取り進上之

一、同十二日 灰沼したか袋喜助自害、同家久兵衛

一、同廿二日 各村に行倒者夥し

逐電

一、同廿五日 那須遠江守資祇跡式与一資徳へ被仰

一、同廿七日 五所川原田川村へ落電、馬二足感電

付

津 輕 史 一 六

一、貞享四年九月中 欠落

本紀一五 四一四頁 T208・T・16

信政代 元禄元年一月〜同二年十二月

一、十月四日 首縊・行倒者多く各組より注進有之

元禄元年

一、同十四日 信政公御閉門被仰付、御家中一統門

一、一月一日 閉門故年頭松飾及礼式嘉儀に不及

戸閉相愼み

一、同十三日 唐牛甚右衛門今朝卯刻病死

一、同廿四日 那須遠江守実子の義公儀へ訴出

一、二月朔日 笠原八郎兵衛青森在番

一、十一月二日 於青森初鱈献上

一、同 四日 出来口落書戲書一切法度申付く

一、同 五日 古懸不動明王又々出汗有之

一、同十四日 1 各組在所に行倒人夥し

一、同 十日 蟹田町伝十郎家人五人逃散

2 尾太銀山の南部最上出所の兩人

一、十二月三日 赤田組大巻村に男二人倒死

凍死す

一、同 日欠 藩主御閉門中惣町中伊勢大神宮へ為

一、同十六日 浮田村の新取拾人風雪にて凍死

祢願太々神楽献捧、右総代松井四郎

一、三月朔日 碓ヶ関御飯屋番人十五人交代となる

兵衛十月廿六日伊勢へ出立、世には

一、同十二日 久渡寺大杉倒れ熊野堂散々破損

を代々登と云

一、同十八日 金屋村百姓等無是非熊を打殺す

一、同三十日 青森三内村女房風雪の為行倒相果る

一、同廿八日 江戸の増山兵部・平野丹波御遠慮の

処赦免

一、四月八日 相馬山・喜良市山・切明山火事頻々

一、同十二日 宇鉄の狄兩人脇脇猥猥献上

一、同十七日 信政公閉門御免、神田小川町上屋敷

被召上

一、同十九日 蔵館大日堂別当宗海寺焼失

一、五月十一日 北浮田赤平の磯に寄鯨竜頭有之

一、同十九日 今別るてりき貝ノ玉・熊皮献上

一、同廿八日 十六、七の小姓と十四、五才の娘心

中

一、六月二日 橋雲寺愛宕堂鰐口被盜取、為信公御

寄進也

一、同 三日 青森入牢の者破獄逐電

一、同廿八日 信州戸隠勸修寺弟子宰相死す

(津輕左京子 行年十六才)

一、七月十日 碓関脇道通行の者擲取り牢舎入申付

一、同十七日 駒越村にて馬盜人無是非村人首を擲

切る

一、同 欠日 小川町屋敷御引上、本所二ツ目に繰

替給はる

一、同 廿日 外ヶ浜野内浜に人魚上る、面老人の

如し

一、八月十八日 岩木山頂上堂舎出来遷宮

一、同廿二日 白鳥二羽鹿右衛門・作内差上之

一、九月五日 早瀬野道にて馬盜人追跡、秋田領に

て捕縄す

一、同廿九日 岩木山頂初雪見ゆ

一、同 卅日 従床前村活鶴一羽呈上す

一、十月十七日 年号元禄と改元之儀当六日被仰渡

一、同十九日 沖館組百姓鶴一台所へ献上有之

一、十一月七日 若殿様御元服、与市様御留袖被遊

一、同十七日 猫右衛門町大工初め入牢者獄死打続

一、同 卅日 吉田御蔵へ塩硝移す

申渡さる

一、十二月一日 相撲取五人松浦藩主より借入要請

一、同廿七日 日光御仏殿普請に朱土五貫目献上被

有之

仰付

一、同十四日 江戸よりの御茶壺長勝寺・報恩寺へ

一、三月廿三日 鰻ヶ沢湊米積の小廻鱧船十三沖に

も遣す

て被船

一、同廿七日 出羽守様去十一日前髪御執被遊

一、四月十日 中間の者三日曝、其後火罪申付之旨

元禄二年

被申付

一、正月六日 於御書院鰯・柊等指候儀取行ふ

一、同 廿日 青森城代進藤庄兵衛病氣に付御役被

一、同十六日 国中の変事有之候節公儀へ委細の申

被召放

上の事

一、五月四日 二日蟹田町家~~四~~六軒、寺院二焼失

一、閏正月七日 鴨村にて雪崩れ人馬共に斃死有之

一、同廿九日 青森町奉行善知鳥二羽捕へ之を差上

一、閏同 九日 津輕外記病死注進有之

く

一、閏同廿二日 西の郭御鳥屋飼育の丹頂頰つ

一、六月一日 大雨降続き水嵩増し藤崎川洪水

一、二月五日 1 一昨日深浦火災、焼失家屋九丸

一、七月一日 津輕兵庫早瀬野より久保田領へ越境

軒焼亡

す

一、八月二日 兵庫殿妻子土崎にて津輕へ御引渡有

尾能被仰上

之

一、同十八日 兵庫父子弘前着

一、同廿三日 於江戸表本所火消役被為蒙仰候事
一、同廿九日 時鐘撞引取り町養内にて相立る旨申

一、九月十八日 兵庫事件に付重臣共に閉門被仰付

渡

一、十月八日 盗人捕縛の弥宜注進の仕方宜に付褒

一、二月五日 飯詰組代官昨夜自害し相果る

賞さる

一、同十六日 古懸大杉壺本燃焼原因煙草火、過失

一、十一月十八日 常源寺今朝病死の由断有之

人搦捕らる

一、十二月二日 久昌院様へ例年の通り御茶壺被進

一、同日欠 津輕大蔵為貞京師北野天満宮へ連歌

る

奉納

一、三月七日 十三潟米積船大風にて破損、積荷不

津輕史 一七

残損亡

本紀一六 三〇二頁 T208・T・17

一、同 九日 御下り甲州柿種並杉・松千年山へ植

信政代 元禄三年一月〜十二月

える

元禄三年

一、同廿五日 切支丹宗内改並鉄砲改之通差出候様

一、一月一日 常源寺後住月峯院被仰渡

之事

一、同十二日 信政遠慮に不及旨、御礼の為登城首

一、四月二日 鰺ヶ沢鰯漁船乗組水主行衛不明水死

等有之

一、同 四日 斬罪の者四、磔四人申渡さる

一、同 七日 松前大火、家数一四九軒焼失の由伝

聞く

一、同廿五日 御姫様逝去、弘前中鳴物停止作事延

行申渡す

一、同廿七日 目屋野沢清水堂大敷見分の事

一、四月日欠 浪岡町大火事有之

一、五月一日 相撲取荒岩事松平安房守所望に付被

遣

一、同 三日 与力自分脇差にて自分左手大指の間

半分切り死す

一、六月五日 江戸香具屋信濃領内薬種見立廻る事

構なし

一、同十八日 姥ヶ范下人付火にて牢舎入となる

一、七月廿二日 滝川藤九郎内室（根井姫）病死作

事鳴物停止

一、八月一日 巳の刻日蝕四分

一、同十三日 切腹被申渡者逃去杯致し、侍の法に

違ひ斬罪

一、同廿四日 下吉野田村狼子供三人を咬み殺傷す

一、同廿五日 初鮭金井ヶ沢より献上

一、九月五日 山田仁右衛門劔術指南役申付らる

一、同十三日 信政公鯀ヶ沢へ出向す

一、同十九日 公広須新田へ板柳一泊、廿一日帰城

一、同 卅日 本行寺撞鐘鑄る、喜兵衛近江作之

一、十月二日 信政公浅虫へ発駕十一日帰館

一、同十六日 松井四郎兵衛芦屋釜・矢ノ根二差上

く

一、同廿二日 御茶壺到着、久祥院様へ被遣

一、同廿六日 赤根沢の浜にて拾ひたる名不知角一

ッ差上之

一、同廿七日 松野十郎右衛門塩鶴一差上度き旨申

出

一、同 卅日 操太夫藤八弘前・青森・鯨沢興行願立

一、十一月三日 知行米請取の際の心得寛申渡す

一、同 五日 唐牛甚右衛門遺物備前長船盛光脇差

差上ぐ

一、同十五日 御手廻組・御馬廻・近習役役替有之

一、同廿五日 添田儀左衛門塞御免候儀被申渡之

一、同廿八日 大目付武田源左衛門、勘定奉行田村

源太兵衛

一、十二月五日 公江戸湯島聖堂へ平水鉢御寄進被

遊る

一、同十四日 年頭近衛右大臣へ太刀目録可被為進

旨仰出

一、同十八日 今日御役替御加増の士被申渡

一、同廿一日 滝川弥右衛門主水と名改被仰付

一、同廿三日 松ヶ崎狄三イヘテ串鮑献上、御米五

俵賜う

一、同卅日 今年代官所預配廿五組を十三組に割替

有りて代官入替廿六人、組付手代三人

宛となる

津軽史 一八

本紀一七 三四四頁 T208・T・18

信政代 元禄四年一月～十二月

元禄四年

一、一月一日 御用番盛岡主膳外、青森在番丹野序

右衛門

一、同 三日 謡初め「老松・東北・高砂」、狂言

二番

一、同十一日 進藤虎之助祖父庄兵衛の名に改可申

旨被仰渡

一、同廿八日 三日市太夫代理大麻差上白銀等頂戴

一、同 卅日 財津久右衛門江戸並御国本締役被仰

付る

一、二月五日 御先代御影長勝寺並百沢寺へ被差遣

る

一、同十五日 革秀寺能州惣持寺・越前永平寺へ罷

登度旨申出

一、同廿七日 制札並大札・小札等の可立置ケ條右

筆へ申渡

一、同廿八日 1 釜屋喜兵衛花瓶釜差上即刻披露

2 川倉百姓丹頂鶴沓羽差上之

一、三月二日 将監外鶴の料理於御座ノ間頂戴す

一、同 四日 広須新田薦槌の者真鶴台所へ差上く

一、同十三日 国吉伝右衛門法体にて道具に入道と

切付度願出す

一、同十五日 信政公江戸へ発駕、老中へ月並首物

差遣す

一、同十九日 遣用御馬二十疋江戸へ相立登す

一、同廿二日 町内斤量改め、町内取持の斤量三九

四挺

一、同廿三日 石渡仮橋竣工、自分町支配に申渡す

一、四月五日 大行院修験式之儀に付罷登度と願出

有り

一、同 八日 於茂森町藤八方にて常芝居始む

一、同 七日 領内中斤量秤共以後守随作用可申事

一、同 九日 新宮村嘉兵衛雛鶴沓呈上

一、同十四日 勘定奉行支配中御留守中一ヶ月三日

の休息申付

一、同 廿日 薦槌村外村しゆむ鶴・真鶴雛等進上

一、同廿一日 於荒町川原歌舞伎興行有之

一、五月四日 於鶴ヶ岡自火にて家族全員死亡の慘

事あり

一、同 十日 飯詰組石田坂百姓三人綱駕にて江戸

へ差登さる

一、同 十一日 姥ヶ池村の女火付にて昨三年六月十

八日籠舎被申付候処獄死の故死体塩漬に仕

置候処就向暖勾付候に付片付之儀江戸より

死骸其儘磔場へ埋捨可申旨申来る

一、同 十七日 公儀より日蓮宗不受不施の儀御制禁

停止之事

一、五月日欠 高野山遍照尊院へ御茶湯科二十石御

寄附

一、六月十二日 於籠舎前、罪科の者四人斬罪す

一、同 廿日 横内組長森村の者致乱気九才の娘殺

害す

一、七月十二日 与力不届に付碇ヶ関口越山申付

一、同 廿五日 増館・飯詰組村々狼荒れ人を殺傷す

一、八月一日 石田坂の者共御制禁の熊獲殺し逼塞

うく

一、同 二日 柏木組・増館組中狼害頻々たり

一、同 廿二日 昨夜来の降雨駒越川汎濫、舟渡杜絶

一、閏八月十六日 熊殺し肉喰候石田坂村の者遠島

申付らる

一、閏同 廿三日 藤崎組長野村男子せまを狼喰殺

す

一、九月三日 高増村の娘とら狼に噛まれ深疵負う

一、同 十一日 夜半青森堤川汎濫、家数一三八軒浸

水

一、同 十六日 1 石田坂村熊事件、連累者十六

人、手足枷となる

2 五所川原堰筋掘立建策は佐藤平

左衛門

一、同 十七日 井戸へ顛落狼を引上げ放逐する様命

ず

一、同廿一日 八日夜久保田大火事、守隨長兵衛家

類火

一、同廿八日 服忌令改正書付公儀より御渡被成

一、同 卅日 黄鷹三並鷗三箱鷹にて江戸へ差登す

一、十月廿三日 公儀より申渡候禁字の事

一、同廿五日 青森町朝堤川洪水、被害家数一七一

軒余

一、十一月六日 相撲筒突形太夫八月松浦侯内にて

死す

一、同 九日 平館村船頭水主共七人鮫沖にて遭難

一、同十三日 上納増米申付る、世上阿房米の悪口

あり

一、同廿三日 天狗鐺所持の者差出候様申付く

一、十二月四日 王余魚沢村庄屋自火、住家並馬四

足焼く

一、同十七日 高屋樽沢浮田各村にて狼打留る

一、同廿三日 石川村にて狼にて喰殺候者有之

一、同廿六日 出羽守様御婚礼、十一日首尾能相済

候由申来る

津軽史 一九

本紀一八 五一六頁 T208・T・19

信政代 元禄五年一月〜同六年二月廿六日

元禄五年

一、一月十日 天候寒暖・降融雪時・魚鳥多寡調査

方指令

一、同十三日 江戸往来支給の路金馬金廿日日程の

積書

一、同 卅日 津軽坂・枯木平・雲谷牧郡方支配と

なる

一、二月四日 久昌院御病氣五山にて祈禱護摩加持

執行

一、同 九日 金木村廿八軒、馬四疋共焼亡

一、同十一日 武士を捨て世捨候て出家罷成度と入

一、同十八日 以吉益彦十郎上持明院入木道誓詞

寺仕末

一、同廿一日 江府鍋之助君先月晦日死去、弘前中

一、同廿四日 鯨ヶ沢米積船三十艘破船、米一万五

遠慮の事

千余俵海失

一、三月一日 松前志摩守去廿九日平館出立、同日

一、同廿七日 来る晦日久昌院様御葬礼、(隣松寺

松前着

に葬る)

一、同 六日 博突宿茂森の善兵衛妻子共に町内追

一、五月三日 松平下総守家中侍七人領内に入るを

放さる

無用とす

一、同 十日 郡中川成・山成等の検地申付之

一、同廿四日 米積船佐渡沖船河にて一、三二〇俵

一、同廿二日 昨夜七ツ時鯨ヶ沢家廿四軒・土蔵拾

流失

七棟焼く

一、同廿八日 茂森鐘堂の後に人馬割付所設置

一、同廿六日 松前御用蓑式千斤弘前にて調達、鯨

一、六月十八日 1 狼荒候村々の内二十ヶ村へ鉄

ヶ沢へ運送

砲打差遣す

一、四月三日 藤代組町田村の者鶴竜羽捕獲す

2 乞食頭長助手下一五九人へ札

一、同 四日 久昌院御遠行、鳴物作事三七日無用

相渡す

之事

一、同廿四日 鯨ヶ沢火事、火元人入寺の処此度赦

免申渡さる

一、同廿六日 焼物師平清水三右衛門家へ上下四人

在宅す

一、同廿九日 大坂御雇船米積秋田小鹿嶋沖にて米

流失

一、七月一日 蟹田町舟之助去月廿八日妻子共欠落

一、同 八日 中丸昌庵外科医式拾人扶持に被召出

一、同十三日 駒越・藤崎川洪水、歩行途絶す

一、同廿一日 時鐘撞料当年より町中養内に申付ら

る

一、同廿四日 地方石盛不均衡に付仕形如何か建言

す

一、八月一日 江戸登笹谷通行日程里程表の覚

一、同 六日 昨飯詰組原子長根にて狼一疋打留む

一、同 八日 時計調達下可申由、当地使用の時計

江戸へ差送る

一、同十六日 信政公今日未上刻御着城

一、同十七日 拘把膏煎様存知居る医者なく料理人

へ申付く

一、同廿一日 百沢寺灌頂、九月四日より廿日迄相

勤む

一、同廿二日 碇ヶ関々所脇道恣通の者搦捕わる

一、同廿六日 信政公卯刻百沢へ供揃、一三一人に

て御成被遊

一、九月一日 平清水三右衛門初て小物焼き、品々

差上ぐ

一、同十一日 従昨酉刻大雨及終日、今朝岩木山冠

雪をみる

一、同廿七日 蟹田町にて妻女姦通の男夫に討留ら

る

一、十月二日 乙平浜にて「竹に鷹の爪」との貝鰯

沢奉行差上く

一、同 六日 高根村水吞百姫白鳥毛羽献上す

一、同十四日 1 鷹匠の者共へ各々銀子十枚宛被

下置

2 久昌院御遺物於江戸 御一門へ

差贈る

一、同十八日 於西の郭飼育の鶴の子殞つ

一、同廿二日 熊荒びに鉄砲打遣す村々三十ヶ村

一、同廿七日 外ヶ浜逢峠番所冬季間閉鎖す

一、同廿八日 唐牛三左衛門昨夜病死断有之

一、十一月一日 近衛家へ臚納獸等御音物差登す

一、同 五日 入獄の者合計男女共五拾屯人

一、同十二日 田野沢村にて狼打留の旨注進有り

一、同廿六日 藤八芝居弘前・青森・鯉ヶ沢興行勝

手次第

一、十二月四日 鯉ヶ沢湊高波にて船並土蔵坏破損

一、同 五日 青森・弘前入牢者へ追放の獄門、斬

罪等申付る

一、同 九日 青森柳町端に狼に喰れし死骸有之

一、同十五日 挽物師槻鉢・白木大小二十、台所へ

遣用に差上ぐ

一、同廿四日 西ノ関嶋村漁師七人出漁中行衛不明

となる

一、同廿六日 宇鉄狄しかむいぬ臚納獸差上く

一、同廿七日 大円寺溜池近所に六ツ計の捨女有之

一、同廿八日 田舎館東光寺小阿弥壇に狼に被喰候

者有り

元禄六年

一、一月廿二日 青森の長次郎海老間に被申付

一、同廿六日 青森町人大和屋四人追放、家屋數共

入札

一、同廿七日 狐九疋百沢へ遣す

津 輕 史 二〇

さる

本紀一九 二〇八頁 T208・T・20

信政代 元禄六年一月〜十二月

元禄六年

一、同十四日 革秀寺住職申上刻遷化断有之
一、同十八日 千年山福寿草十三株小栗山庄屋差上
ぐ

一、一月一日 出羽守御太刀馬代黄金拾両被進之

一、同廿三日 百沢御堂再建、諸用材引賦り普請初

一、同十四日 去年不熟作に付米・雜穀共津留の旨

まる

申遣す

一、同廿九日 大鰐組八幡館に四十計の女狼喰候死

一、同十九日 式日に付田畑に不成野山へ植付の儀

体有之

申付く

一、三月二日 宇鉄の狄貝ノ玉海の幸献上

一、同廿八日 松前侯より飯米七千俵津出願の使者

一、同 五日 蛭ヶ袋山崩家屋倒潰、鰺ヶ沢にても

来る

被害大

一、二月一日 馬廻永沢武右衛門和徳・堀越組代官

深浦町久兵衛ノ孫八二軒減し、家族

拝命

相果候、久兵衛家内七人の内二人、

一、同 八日 閉門逼塞預遣放等新古不係記帳提出

孫八家内六人の内三人外に牛一頭斃

の事

一、同十一日 天水中にても消ざる蠟燭二十挺差上

一、同十二日 碓ヶ関町奉行勤方不宜御役御免申渡

披露す

一、同十三日 今日江戸へ御発駕

一、同 廿日 大石郷右衛門被召出之儀江戸より達

一、同十九日 深浦町五人組頭去十四日逃散の旨申

一、同廿六日 在々浦々漁師郡奉行町奉行支配下に

来る

申付之

一、同廿二日 村々に行倒人類々と有之

一、六月一日 新木御弓五十張射込の義八名の士へ

一、同廿三日 碇ヶ関十五郎妻子共逃散の由

申付く

一、四月二日 1 岩木川増水、川水八分、往還相

一、同 九日 去冬和徳組にて掘出候長瓦焼物保管

止る

方申渡

2 真鶴老羽金木組毘沙門村の者差

一、同十四日 去十一日の洪水にて冠水水湛の田畑

上ぐ

反別

一、同 九日 七日より各村に火災山火事頻々

・田畑四六六町四歩 藤崎・柏木組

一、同廿一日 自分抱の中間手向不届に付手討に致

・田方一一九町六反式畝歩常盤・増

す

館組

一、同 卅日 碇ヶ関百姓一家九人馬二疋共逐電す

一、七月十日 盆中在々村々への踊者心得覚を申達

一、五月三日 元寺町の者共五人五里〱四里の追放

す

一、同十二日 町方訴訟願老月三回、二・十二・廿

一、同十一日 弘前・青森・鯉ヶ沢・飯詰駒寄日程

二の定

の儀申出

一、同廿六日 又々岩木川洪水、石渡橋仮橋押流さ

る

一、八月一日 長崎俵物問屋江戸常府へ差出候願書

到来

一、同卅一日 於獄屋前加賀の六右衛門斬罪処之

一、九月七日 伝馬宿継に関する覚通達

一、同廿一日 三馬屋梨子差上之

一、同廿二日 鯔ヶ沢御飯屋制札場、湊番所、御蔵

高浪にて破損

一、十月二日 緒布織候者中野村忠兵衛妻女習熟の

者之由

一、同 六日 切支丹秋改証文並支配所証文大目付

へ差出

一、同廿八日 碇ヶ関村家族四人共南部へ越山申付

らる

一、十一月三日 野内漁師新七初鱈差上ぐ

一、同十四日 此度又々狼熊荒候村々へ鉄砲打申付

く

一、同十七日 入内牧馬屋去十五日失火、父馬老疋

焼死

一、同廿一日 油川奥内村の四人盗木仕り追放被申

渡

一、同廿二日 増館組水木村山伏吉祥院焼失

一、同廿三日 於獄舎前袋井村並弘前本長町の者斬

罪

一、十二月七日 1 弘前町中捨子五人、町中廻り

預け養育す

2 今年弘前分限有徳の者主膳宅

にて対談

津輕史 二

本紀二〇 四〇八頁 T208・T・21

信政代 元禄七年一月〜十二月

元禄七年

一、正月三日 郭の雪深、尺三寸七分在々積雪調査

申渡

一、同六日 1 御茶道野元道元旧臘十八月新任申

来る

2 御相撲大左衛門松浦鎮信様へ被遣

一、同 廿日 去三日赤石山樵夫七人雪類相果る

一、同廿四日 在々雪浅く山は五尺、尺迄、里は三

尺、尺迄の旨郡奉行申出

一、二月二日 室並豆腐役銀定

一、同 九日 乗田長五郎家来左次兵衛お相撲熱鉄

兵九郎切殺に付斬罪

一、同十四日 町中無雪、従明十五日夜木戸閉夜廻始

る

一、同十五日 公儀服忌令布達

一、三月六日 飯詰組金山村生鶴差上、生鶴故相返

す

一、同 九日 大鰐与左衛門野代より遊女を呼置付

追払可申旨申渡

一、同十五日 碇関御留山周辺四ヶ村盗材嚴禁

一、同十九日 在々百姓共盗材に付庄屋共誓詞差上

ぐ

一、四月五日 御国串海鼠長崎商売に付申渡す

一、同 六日 百沢寺普請奉行神源太夫任命

一、同十一日 土手町より碇関村迄海道並木数調査

一、同十五日 野火に付堅く停止の事

一、五月一日 去十九日於江戸任命、用人松野茂右

衛門、大目付兼本ノ役財津久右衛門

一、同 二日 下乗橋出来今日渡初め

一、同 八日 岩木山扇の要と申所昨日出火

一、同 九日 右火消不残打消す、今朝罷帰る

一、同 廿二日 大地震火事の節勤方覚

一、同 廿三日 久昌院御盞屋出来今日御入仏

一、同 廿七日 1 卯刻大地震及昼夜地裂れ西方鳴

動す

2 岩木山硫黄平出火獄湯湯治者馳

付消火

一、同 廿八日 1 地震数々西方鳴動及昼夜

2 地震報知飛脚江戸登出立

一、同 廿九日 1 地震頻発西方鳴動及昼夜

2 去廿七日大間山崩及濶浅くなる

一、同 卅日 1 卯刻より地震終日に及ぶ

2 百沢寺普請屋形様御下着前中止

す

一、同 閏五月六日 御本城壁地震破損百六拾五坪

一、同 閏七日 皆川団藏御馬爪髮仕に新召抱

一、同 閏十二月 先月廿二日江戸発駕、今日屋形様

着城

一、同 十五日 下向途次秋田院内よりつき来る犬一

疋へ半扶持被下

一、同 廿三日 百沢寺宮廻鳥井坂迄松植付く

一、同 廿八日 去廿七日地震模様公義へ報告文書差

出す

一、同 六月九日 百沢寺普請場へ与一同道にて御出

一、同 十七日 大学講習小泉由己初て勤之

一、同 廿八日 青森町月六度市許可す

一、同 七月四日 午刻震動酉刻北方光り松前山焼候由

先年松前山焼候節見聞の者可申出旨

青森へ申遣す

一、同 六日 1 御本城東方石垣築残普請鋤初め

2 西郭土俵相撲御覧、お相撲へ赤

飯給す

3 他領にて変事風説早速注進可

仕

御覽

一、同十三日 屋形様帰城、御供面々如先例無休息

一、同十五日 八幡宮祭礼辰巳矢倉へ与一同道御出

一、同十二日 奥御座の間御住居替作事出来、昨十

一、同十八日 浪岡八幡宮上遷宮、最勝院罷越す

一日御移徒御祝義

一、九月一日 岩木山頂上御堂曲り新規申付且登山

一、同十三日 千年山へ与一同道御出、花火被仰付

者精進可仕旨申渡す

る

一、同十二日 1 屋形様浅虫へ発駕

一、同十八日 屋形様誕生日御祝義諸士赤飯頂戴す

2 御留守中儒兵書講談於森岡主膳

一、同廿一日 明日百沢下居宮正遷宮に付今明日中

宅施行す

処刑追放等延期申付く

一、同十六日 石渡町長三郎方へ去十三日夜五人盜

一、同廿六日 1 百沢寺御普請不残今日出来

入搦取入牢せしむ

2 下居宮開帳不相済内は一般拜見

一、同廿一日 百沢下居宮開帳中参詣人二万四千人

禁す

一、同廿九日 屋形様今別御帰の節越前の三十郎訴

3 下居宮御寄進鰯口釜屋喜兵衛出

状差上詮義

来

一、十月六日 屋形様帰城

一、八月二日 屋形様鰯ヶ沢へ御発駕

一、同 八日 坤矢倉石垣より天狗鐺神矢ノ根出披

露之

一、同廿四日 庚申塚行人塚有来りの外建立禁止

一、十一月一日 今度諸士六つ物成被下

一、同 九日 近年公儀方面首尾能く、祝義能今日

より四日間取組

一、同十六日 百姓水呑の儀以後高無百姓と可唱事

一、十二月一日 1 高倉主計城代新任

2 以後新知及加増四つ物成被下

置

一、同 二日 惣座頭上納の火縄絵皮無之に付竹火

縄にても上納すべき事

一、同廿七日 錢五文遣とす、但翌亥四月相止め如

元六文遣となる

津輕史 二二

本紀二一 四七〇頁 T208・T・22

信政代 元禄八年一月と十二月

元禄八年

一、正月十日 式日雄鑑講習初機谷十助勤む

一、同十八日 殿様五拾歳御賀祝義能興行

一、同廿一日 十三湊迎寺不残焼失

一、二月十六日 座頭頭益都隠居被仰付る

一、同十八日 捕獲停止の鶴・白鳥・雲雀・雉子四

鳥解除す

一、同十九日 小野都座頭頭に就任

一、三月五日 一町田権之進御新田方御用御免、堀

伝左衛門新任

一、同 八日 六日大行院方一宗寄合祈禱札差上ぐ

一、同 十日 弘前大津屋九左衛門母等女五人伊勢

赤石仁兵衛被命

参宮願許可す

一、同 十八日 今日屋形様参勤登御発駕

一、同 十七日 屋形様与一様去六日上着の旨申来る
一、同 廿日 三上兵左衛門松前にて御買物役人御

一、同 十九日 1 従今晚於盛岡主膳宅論語講釈有

用長屋造作

之

2 御留守中神当流陰流共御馬責武

一、同 廿二日 牛糞奉行に御中小姓任命
一、五月十一日 水木村平六謡稽古者十五人に江戸

田源左衛門監督

飛脚申付ぬ様口上書提出す

一、同 廿五日 磯谷十助講談仕残り、貴田孫太夫勤

一、同 廿二日 八甲田山並嶽湯より硫黄山へ登る

むること

者有故、雨降稲虫付右禁止す

一、四月四日 今度逼塞の米屋共の内足輕任命者六

一、同 廿六日 久渡寺開帳五十日許可

名

一、六月十四日 引続天氣荒れ嶽の湯へ不参様湯本

一、同 六日 十腰内観音開帳

引払命令

一、同 八日 1 新田の古河村文左衛門目屋野沢

一、同 廿四日 虫除御札壱万七千枚最勝院へ申付く

大秋山にて木地引許可す

一、七月五日 操太夫藤八悴藤七黒石にて芝居興行

2 茂森町兵七歌舞伎始め

一、同 十三日 1 津出米蔵禁停止

一、同 十一日 御郡中道程絵図十三通奏新右衛門・

2 七月十三日朝鮮人松前へ漂着、

八月中旬青森を経て江戸登り

一、同廿三日 舟唄稽古者三人江戸登に付差引許可

一、八月十三日 新酒作り停止す

一、同十四日 不作に付貯米賦隠禁止他御触条々

一、同十六日 1 岩木山参詣及嶽湯入湯勝手次第

たる事

2 弘前内御蔵より救米放出す

一、同十九日 菓子麵類売買禁止

一、同廿三日 浦々米相場直段定書付

一、同廿九日 松前志摩守方米津出停止

一、九月一日 捨子猶以無之様申付へし

一、同 五日 昨夜青森二百軒余焼失

一、同十一日 熊狼打留の時、其場へ埋印杭立て其

旨公義へ報告にて事済旨申来る

一、同十六日 坤矢倉台石垣より出土の梵字石鬼門

の八幡林に可埋置旨申来る

一、同廿三日 当年不作被申渡候書付十一ヶ条

一、同廿四日 他領米買付人遣す

一、同廿九日 石川村斎藤勘兵衛親千儀差上賞詞り

く

一、十月二日 不作に付為渡世外浜御留山中湯沢藤

沢高石俣三ヶ所明山に申付る

一、同 三日 他国より雑穀入らば幾程も買付べし

一、同 八日 1 不作逼迫故病者無勤者へ御暇可

遣の旨

2 不作措置方日記方別帳仕立

一、同 九日 新米商売堅く禁止の事

一、同 十日 弘前救小屋東長町横町に、青森・鰯

ヶ沢・十三にも建てる様申渡す

一、同十三日 弘前土手町矢場後に非人小屋取建て

る

一、十月迄の凶作模様

一、同十四日 雇石切並船頭水主不作故御暇申渡す

一、同十五日 領内味噌商売不苦

一、同十七日 和徳新町十助緒土他国払許可うく

一、同十八日 十三今別蟹田材木間屋代表販路開拓

上方登り許可

一、同廿一日 1 鳶の者御旗の者不残御暇

2 御鷹御犬不残可捨し

一、同廿六日 江戸にて凶作模様を聞役より老中聞

役へ提出覚書

一、同廿八日 秋田南部模様見届の為中川次郎太夫

支配三人派遣す

一、十一月三日 1 去十七日幕府より三万俵拝借

の旨申来る

2 酒田鎧屋惣左衛門御用米希望

申来る

一、同十一日 乞食の外身元不明倒者は其所に埋め

立札立置くべし

一、九月以降凶作模様

一、同十九日 江戸より申来る書付六通十三条相触

る

一、十二月一日 1 非人小屋にての死者夜片付べ

し

2 捨子倒子は家々にて預り食物

は藩庁より申付く

一、同 五日 1 御救米奉行五人任命

2 関治助・一戸儀右衛門弘前非人

小屋三ヶ所施行方被命

一、同 六日 木村奎之助宰料幕府拝借米代金八千

両五棹今日到着

一、同 七日 今度罷免者よりは家屋敷不取上

一、同 十日 在々殊の外火災多し、火の用心厳敷

相触る

一、同十二日 奥内鉄吹者他小人八十七人罷免

一、同 廿日 犬引餌差七人罷免の事

一、同廿一日 1 目鹿沢村伝兵衛古籾百石差上く

2 不作にても門松遠慮に及ばず

一、同廿二日 新鴻米貳百八拾六俵等差上の山本長

太夫・佐渡屋儀右衛門に家老謝辞

一、同廿三日 飢渴の者秋田比内へ越境、其数夥し

津 軽 史 二 三

本紀二二 四四〇頁 T208・T・23

信政代 元禄九年一月〜六月

元禄九年

一、正月四日 金木村火付の太次兵衛昨三日入牢病

死に付首刎金木村獄門に懸く

一、同 六日 店屋物停止の内温飩蕎麦切右粉にて

商売は許可す

一、同 七日 新田当收納米は新田夫喰種粳にすべ

し

一、同 八日 1 秋田久保田にて調米老万石代金

に及ぶ

2 町在渴者数

3 非人の人数

一、同 十日 田舎館組他三組の庄屋五人組頭凶年

措置宜し慰勞一汁一菜賜はる

一、同 十一日 石渡非人小屋中の他国者帰国希望数

一、同 十五日 1 御家中御減少被仰渡

2 盜賊奉行岡半兵衛他三人被命

一、同 十八日 五十石町材木場の新番所二ヶ所新設

す

一、同 廿日 黒石並平内飢渴者多数に付雜穀百俵

遣す

一、同 廿一日 牧野伴右衛門下着、只今より雄鑑講

談可仕旨申付く

読経仕之由御家老賞詞有之

一、同廿一日 東照宮近所に新番所新築申付く

一、同 廿日 家中三合扶持在町救米老人三合宛

一、同廿二日 碇関旧冬肴物出し及酒売買停止の所

一、同廿二日 町中端々餓死多きも救済不申出に付

今日解除

見分申付る

一、同廿七日 去年在々病死者数

一、同廿九日 疫病流行に付外浜及下切筋へ町医二

一、二月五日 去二日夜増館組赤茶村百姓仁左衛門

人宛巡回施療

方へ集団盗人式拾人押入被害届有り

一、二月中 那須家旧臣等同家相統再興願公儀へ

一、同 六日 1 弘前中倒死者数

提出の事

2 御救米被下候内病死者数

一、三月七日 所々博奕殊の外多し急度不仕様申付

一、同 七日 時疫流行に付最勝院百沢寺祈禱札申

く

付る

一、同 八日 柏木立野の柏木員数調

一、同 十日 畑中村より後瀧組油川組飢渴御救糶

一、同 九日 町中救米拝借来十五日迄許可以後不

下し中味取替ごまかしに付畑中村庄

許可

屋入牢申付らる

一、同十二日 幼女を大円寺溜池へ投棄て即時逮捕

一、同十一日 自当月一日昨十日迄非人病死者数

の女町預け、但幼女は水死の由

一、同十六日 誓願寺看守儀非人死亡者に戒名付け

一、同十三日 鰯ヶ沢四十三軒及堂社米穀焼失

一、同十九日 1 黒石領平内へ耕作夫喰米三百五

拾俵貸渡す

一、五月四日 碇ヶ関町百八拾六人へ救米一日一合

宛給与

2 青森非人只今三人残り塩町三五

一、同 九日 当三、四月中横内浦町両組盗難馬數

郎長屋へ引取り非人小屋閉鎖す

一、同十八日 外ヶ浜大浜より浅虫迄鰯大量寄り引

一、同廿二日 米並雜穀積舟当年中沖口入役御免

網は漁少に付、差網用ひ度願出不許

一、同廿四日 買上酒田米貳千石船四艘鰯ヶ沢着岸

可

一、四月一日 黒石領耕作夫喰米鰯ヶ沢買上米より

一、同廿三日 後鴻組浜松村惣兵衛、後鴻村七郎次

遣す

郎兩人村中の女を南部へ連出し村預

一、同 二日 庄内秋田より米積船五艘着岸す

け申付らる

一、同 四日 昨大風城内破損、町中潰家拾貳軒余

一、同廿四日 屋形様去十三日江戸発駕の旨申来る

一、同 八日 1 御蔵囲古靱摺人足は救米町人を

一、同廿五日 大光寺組他二組稲虫出、虫除札申渡

日雇に備ふ

す

2 耕作の為靱可貸渡旨申渡す

一、六月二日 屋形様着城、十川能登、豊田勾当御

一、同十四日 1 領内救米当月限打切る

伽下る

2 今日百沢村式拾貳軒類焼

一、同十三日 五穀成就の祈禱領内四社に於て被仰

一、同廿四日 碇ヶ関新田村式拾壹軒焼失

付る

一、同廿三日 1 去十五日盜馬八疋押取、盜人逃

走の旨野内町奉行申来る

2 駒込山熊荒れに付御神樂託宣承

度く祈禱米二俵拝借願出、又々

鉄砲打申遣す

一、同廿四日 外ヶ浜四ヶ組夫喰救米の積方本締方

へ申渡

津軽史 二四

本紀二三 三四六頁 T208・T・24

信政代 元禄九年七月〜九月

元禄九年

一、七月二日 1 御家中分限帳戌年正月より改申

渡す

2 盆中踊無遠慮可致事

3 足軽目付町廻捕り徒者七人

一、同五日 駒込山荒熊今別の状共に可為捕旨申渡

す

一、同六日 駒込村人より氏神小川観音託宣受け、

熊退治仕度旨に付祈禱供物米一俵遣す

一、同七日 石渡茶屋町罷在盜人三拾壱人召捕ふ

一、同八日 1 盆中心得方覚三ヶ条相触る

2 一昨六日村市村番所共十七軒焼亡

一、同十一日 獄門斬罪追放者二十四人

一、同 廿日 浜中村渴者に付救米不及餓死様可遣

一、同廿三日 今日郡奉行代官全員昨年不出情

勤務に付慰勞御料理被下

一、同廿六日 1 在々熊荒に付狄共に申付可為取

と

2 従在々鰯ヶ沢へ集れる非人共七

人倒死

一、同 卅日 銀錢両替に銀の方より式歩三步指す

由以後無歩に申付く

死者及明家数

一、八月三日 科召捕の時刀脇差は召捕者へ被下掟

一、九月一日 御買米世話人久保田の近江屋市左衛

一、同五日 岩木嶽の湯湯治例年八月十五日迄停止

門来弘

の所、悪風稲実り兼ね、同廿日迄延期

一、同 二日 1 当年上作に付郡中申渡之覚

一、同十日 去六日屋形様広須新田へ発駕、今日帰

2 明三日火付者杉沢村次郎火罪の

城

処今日牢死、もつこにのせ町中

一、同十三日 碇ヶ関市始まる

引廻し火あぶりの作法申付く

一、同十四日 御城内夜中拍子木打方

一、同 七日 造酒及桃本年は許可

一、同 廿日 黒石領へ新米出し米留足輕申付く

一、同 九日 酒商者連々可減旨司令す

一、同廿二日 屋敷替多数申付けける

一、同 十日 今月朔日朝鮮人蝦夷地より蓬田へ来

一、同廿六日 御馬廻り組より新代官任命二十名

り青森へ着船、同二日青森発足野辺

一、同廿七日 御公儀精進日は斬罪前日朝より当日

地へ向う

共に停止の事

一、同十三日 牧野伴右衛門兵学指南出情褒美うく

一、同廿九日 1 新金銀吹替両替に付町奉行へ申

一、同十五日 1 右伴右衛門より兵学指南受く出

渡す

情者六人御料理頂戴

2 去亥年八月より当子年八月迄餓

2 浪岡組四ヶ村高無者へ救米被下

一、同十七日 青森蜆貝町久兵衛博突宿致し青森追

放

一、同 廿日 1 石渡救小屋居残り非人共五十三

人今日中弘前又は在へ引取らせ

の事

2 長勝寺構捨馬の事

一、同 廿三日 1 屋形様古懸国上寺参詣、石川斎

藤勘兵衛方一宿

2 大徒者廿人余手分け召捕る

一、同 廿四日 石渡救小屋今日廃棄処分

一、同 廿六日 岩木川洪水、大秋方面流水三万五千

本流失

一、同 卅日 1 町年寄へ申渡覚 十五ヶ条

2 各名主共へ申渡覚 十五ヶ条

津 輕 史 二五

本紀二四 五一八頁 T208・T・25

信政代 元禄九年十月〜十二月

元禄九年

一、十月朔日 1 江戸より犬参り次第在々へ割付

預けべし

2 塩飽牛嶋丸丸尾与四兵衛蟹田材

木山入付

一、同 二日 大徒者小右衛門・久兵衛二人逮捕す

一、同 三日 番所從十一月朔日正月晦日迄火鉢出す

一、同 五日 蔵館村三太左衛門の湯坪より殿様入湯

の為湯取寄せる

一、同 六日 1 家老津輕靱負宅にて大津屋九左衛

門・大坂屋久兵衛・小嶋長兵衛 三

人へ褒賞

2 家老森岡主膳辞職願提出

一、同 七日 1 弘前町中救米九月末迄人数二千

八百人

2 豊田彦左衛門・坪田源助宇田山

七ヶ年運上許可

2 大徒者五人逮捕

一、同廿四日 1 惣町名主月行事中減少を命ず

一、同 八日 江戸銅置犬二十疋到着す

2 後家役幼少役一所に後家役と可

一、同 九日 1 人少に付深浦・十三・今別・蟹

唱之事

田町奉行に御蔵奉行兼任せしむ

一、同廿五日 1 町中悪敷鳶共に御徒目付迄も頭

2 米津出許可指令

をすられ処分伺ひ

一、同十八日 1 駒不残在々より牽き上げ馬役調

2 今別町船頭村上長四郎合船願許

査御用立駒一疋もなし

可

2 水漆御蔵納高百貳拾貳貫余、昨

一、同廿六日 御家中へ貸渡金利息及若殿様年賦金

年より貳拾貳貫余不足也

一、同廿八日 荒地多く収納減少に付江戸知行昨年

一、同十九日 1 千歳山へ御出、諸士へ御料理被

通り支給

下る

一、同廿九日 神当流久間部大之丞他貳拾名借馬申

2 関所より他国へ武器隠出すこと

出、近々馬術高覧の旨被仰出

堅く禁止

一、同 卅日 御城中火鉢今日より出す

一、同廿三日 1 今日罷免者八十名余にのぼる

一、十一月一日 昨日より初雪大雪御家中門前雪踏

みの事相触る

一、同 二日 上方及領内金並米相場及藏米払と御

山入付銀

一、同 七日 碇ヶ関毎月三の日市、来月三日より

開設す

一、同 九日 1 徒者の妻子衣類押置くこと相な

らず

2 大雪にて弘前漬家十一軒

3 町中救済の為養内錢にて日雇人

足の事

一、同 十一日 1 質屋共武器以外は他国売払許可

2 弘前碇ヶ関間伝馬今迄直通の所石

川村中継に申渡す

一、同 十二日 天花粉出来差上ぐ

一、同 十五日 大目付役神源太夫罷免磯谷十助新任

一、同 十六日 他国稻品種比較

一、同 十九日 牧野伴右衛門大目付役新任さる

一、同 廿日 1 古金新金引替の件通達之

2 昨年不作故青森在番下向時鐘不

為持、当年は前々通鐘持願上ぐ

一、同 廿三日 去亥年不作幕府拝借米に付当年返済

分来年より上納致度願書差上ぐ

一、同 廿六日 座頭共火縄上納之義当年御免

一、十二月二日 江戸香具屋信濃方より琉球赤芋送

来る

一、同 四日 当年御用車牛使用四百四十疋但老分

疋一日人足六人積り

一、同 六日 最勝院御厄年御祈禱護摩於五山相勤

御守札来八日差上の旨申立

一、同 廿日 損征矢繕に烏羽百把入用、従上方可

取寄旨申渡す

一、同 廿三日 津輕韮負、財津久右衛門御國中総締

役任命

一、今年龜ヶ岡古城に御假屋建て城外に町屋敷割付

有り

一、元禄八年・九年概況

者数

一、同廿九日 屋形様五十二才厄年、御飾城代高倉

主計御蓬萊差上ぐ

一、二月二日 藩返済延期交渉古村場左衛門江戸登

り

津軽史 二六

一、同 四日 長勝寺参詣時塩分町通行取止め本道

本紀二五 五五四頁 T208・T・26

白銀町御堀端茂森町通行申渡す

信政代 元禄十年一月～六月

一、同 五日 1 浦々雑穀津留令

元禄十年

2 胞衣並臍緒干す方中村春庵・辻

一、一月七日 七種祝儀後御講談重臣等拝聴す

春庵へ申付る

一、同十一日 灰吹銀並銭他領出し停止

一、同十四日 1 郡中米不足津留申付く

一、同十八日 去亥年幕府拝借金中御返済金二千八

2 碓関遠部沢越え南部より雑穀運

百兩来二月十日前差登之旨

送停止の所今度解除す

一、同廿八日 1 御国江戸自亥十月至子十二月罷

一、同十八日 和徳組小沢村者雪顔に逢十五人死亡

免者数並石数調

一、同廿六日 町人後家役男子十六才迄の事

2 弘前町徒亥年去子年迄減家並死

一、閏二月四日 きみしらずの事白鳥のは可取事、

鶴のは不可取事

る

一、閏同七日 長崎末広喜兵衛煎海鼠商売願書付到

一、同廿八日 山田仁右衛門劔術門弟指南宜く褒美

着

頂く

一、同十五日 勘定奉行三人勤方宜く褒賞うく

一、三月六日 弘前町奉行三浦留兵衛罷免閉門被申

一、同十六日 町年寄並町人計三十四名於御用座敷

付

御料理被下

一、同 八日 舞戸村孫兵衛鯉網船沈み子供等水死

一、同十八日 1 鳶鳥の巢屋敷に掛置せぬ様申渡

一、同十六日 広須村以後新田領被命、広須組を桑

す

野木田組と可唱しと

2 罷免者へ親類にても不可為扶持

一、同十九日 1 今日屋形様江戸參勤登り御発駕

合力

2 三馬屋村雜木山焼、蒔畑より出

一、同廿一日 魚売札一ヶ年十五匁の所一ヶ月一匁

火消止む但今後焼蒔畑急度禁止

に改む

一、同廿二日 他領馬持出勝手たるべし

一、同廿三日 1 青森安方町蜆貝町者共差網禁止

一、同廿三日 湊口出入物二十八品目御役銀御免

2 和徳堰端大浦町と笹森町間新道

一、同廿四日 去廿二日蟹田町四十五軒炎上

開立つ

一、同廿六日 松苗二、三十万本大釈迦山迄植付山

一、同廿六日 公儀より江戸浜屋敷求む事情被取調

作人足入用

一、同廿七日 鰯ヶ沢沖出役鰯役碇関出通り可申付

一、四月一日 米粃貸渡の件

一、同 二日 追放者九拾人、磔八人今日処刑

一、同 四日 十三町漁師御献上鮭網代補助願出

一、同 八日 百年山松植付の事

一、同十二日 漆実増産の件

一、同十五日 外浜狄共及渴救米被下

一、同十六日 從今日於江戸表御鑑大鳥毛になる

一、同廿三日 屋形様去九日御着府の旨申来る

一、同廿七日 高杉組・赤田組・桑野木田組狼害馬

犬数調

一、同廿八日 十三町船頭共へ材木五千七百本上方

積登壳払後代金上納条件にて貸渡す

一、同廿九日 御掃除小人中夫婦勤務者調査すべし

一、五月四日 もぐさ五月五日朝露に当るを取べし

一、同 五日 八反田専右衛門・成田武右衛門自分

物入にて諸村堰橋掛置の為材木拝借

願出許可のこと

一、同 八日 御蔵米入用差引余慶分四千五百俵

一、同 十日 赤田組灰沼村斃狼二疋身長体格記事

一、同十一日 1 御弓改位付

2 御城下廻り町図大き過ぎ不便に

付縮少し利用使用に致度の伺

一、同十八日 町在共青田の内は貝笛不吹事

一、同 廿日 1 湊口米雜穀出津留

2 東風冷雨打続き、雨上げ五穀成

就祈禱

一、同廿一日 1 御家中へ今度下屋敷被下置

2 志摩守へ米御用津出可申旨松前

へ申遣す

一、同廿二日 1 舞戸村番場伝三郎紫根穿役銀上

納の所当年天氣不宜付不許可

2 江戸へ水石松葉御登せの事

一、同廿四日 関村漁師嶋野十兵衛由緒書

一、同廿七日 弘前酒屋只今百老人

一、六月二日 去亥年罷免御旗の者共渴に付勸進相

撲興行願立つ

一、同 四日 長浜への寄物改以後村庄屋可相勤事

一、同 七日 御用鮭留網岩木川四拾五ヶ所にては

漁不足に成故二、三年間鮭留網禁止

希望、十三漁師共申立る

一、同 八日 1 加藤新右衛門御徒町に弓的場取

立材木拝借願許可

2 鰯ヶ沢伝法屋長左衛門松前等へ

鍋商仕度に付津出停止解除願

一、同十一日 1 小中清兵衛渴者共より縄吠菰等

蔵へ買入置藩庁にて処置被成下

度願出る

2 碇ヶ関市日に出入の品は無税、

他所へ廻る品は有税に被成下度

旨碇ヶ関町人願出る

3 碇ヶ関百姓弥八郎六月土用まい

たけ吉兆の由とて差上ぐ

4 古金銀引替八月末切に可申付

一、同十八日 1 蓬田・阿弥陀川・長科三村枉老

万枚処置

2 湯口悪戸等四ヶ村明山にて桧木

曲木取器物商売許可

一、同十九日 会津の新七郎等漆五拾貫目御払願に

付三拾貫目許可

一、同 廿日 山漆実買、蠟燭屋営む長町久左衛門

山漆実山に無之廃業の旨申出

一、同廿一日 銅屋町質屋長五郎質流品当所にては

買人無之付南部へ払度旨許可伺

一、同廿八日 亥年造り桑酒廻り御払

一、同 卅日 盗人長右衛門忤熊之助逃亡、大間越

にて狼に喰はれ死す

計十人移住許可

一、同 五日 越後新潟船頭治郎兵衛去亥年千五百

石積船蟹田にて合船代銀払ひ不得船

差上方申出る

津 軽 史 二 七

本紀二六 六三九頁 T208・T・27

信政代 元禄十年七月〜十二月

元禄十年

一、七月二日 1 滝沢御山役人勤番所として馬屋

尻村長次郎自分畑に建築の上差

上げ年貢免除扱願出

2 青森湊于ヶ鰯役銀納の件

一、同 三日 1 悪天候続は岩木山又は赤根沢に

穢ありか、町中赫土水干致者あ

りや諡義申付く

2 能登より後潟組中師村に二家族

締方令す

一、同十八日 初めて板屋野木弘前間公定駄賃定

一、同廿三日 1 御家老仰渡し御仕置三ヶ条

2 津軽将監御暇願承引の事

一、同廿八日 1 高杉組大森村作左衛門同村へ松

壺万本植える

2 深浦大風、廻壺丈壺尺大槻倒る

3 山王社南方川原矢場新設鉄砲稽

古

一、八月二日 南部異国間より後潟村開発移住四軒

一、同 五日 丁子屋味休手代当地新古金銀両替今日を以て相止む

一、同 十日 1 大間越にて捕獲の狼身長体格

2 現在有枉数調式拾八万八千枚

一、同 十一日 1 廻関大溜池堤敷損繕人夫四千人

2 碇関道小土居築の事

一、同 十二日 蟹田中師田方三百町歩亥年不作以来

上納不可赦免願許可

一、同 十五日 葡萄酒三斗当年作らせべく候と

一、同 十六日 野内関所番人警固桜庭仁右衛門隠馬

引通し仲間者三人共被捕る

一、同 廿四日 新田村数百式拾九ヶ村検見及び覚書

一、同 卅日 今別石六袋参着、右石拾ひ今別足輕

共手支不致様申付る

一、九月六日 東長町紋左衛門他二人遊女を置き或

他国へ女連出し取調うく

一、同 七日 蟹田町太左衛門毎年三百俵白土焼

一、同 十一日 江戸廻米登船拾三艘中一艘難敷他は

無事到着の由申来る

一、同 十五日 元禄八年魚売御役三十六人処置方

一、同 十九日 町同心不足に付今度江戸下り相撲の

者町同心に任命

一、同 廿二日 吉屋久四郎・丹波屋弥兵衛新田御銀

町拝借取次役就任

一、同 廿六日 1 十三町献上鮭川取済み停止に

付、海中鮭網取商売願出許可す

2 深浦の槻木江戸にて買人なし、

深浦残り分木地挽に可用立と

一、同 卅日 堀越組へ当春預けの唐犬子三疋生む

一、同 十月一日 古金銀未だ引替不仕分当丑極月晦日

迄不殘引替様触出す

一、同 二日 獄の湯湯治今日より許可

一、同十三日 石渡川除普請仕舞、要人足五千九百

人

一、同十八日 唐金屋庄三郎手船十五艘来春下りに

付水主共無役願許可

一、同廿二日 地粉焼の者難儀の旨錢五百文宛遣す

一、同廿八日 内分御蔵より表御蔵への取替金米、

高

一、十一月八日 只今入牢者弘前七人青森五人計十

二人衣類一宛被下る

一、同 十日 お相撲弥五郎は木口浅之丞、弁慶は

葛西善太夫と名改名字許可

一、同廿四日 昨夜鍛冶屋御蔵切被られ盜難に遭う

一、同廿五日 松前からない狄孫兵衛船蓬田沖難被

一、十二月十九日 1 去朔日幕府代官役伊奈兵右

衛門（信政妹伊那左門室息

男）遠島事件に付屋形様御目

見遠慮、若殿様不及遠慮旨、

江戸屋敷鳴物高声停止、本所

火消役其儘と申来る

2 領内作事普請鳴物小唄高声停

止相触

一、同 廿日 鳴物停止中なれど雪下し不苦

一、同廿一日 鰯ヶ沢海士焼き鮑千枚差上江戸登す

一、同廿三日 雛名酉刻相済む

一、同廿五日 御国漆仕立方不宜付注意方申付く

一、八月十九日 出来島村広瀬宮建立

一、八月廿一日 田野沢龍田社建立

一、今年より会所の名称不宜以後評定所と可唱と

津輕史 二八

本紀二七 四五〇頁 T208・T・28

信政代 元禄十一年一月―七月

元禄十一年

一、正月三日 例年春洪水石渡駒越両橋流失故不流

様可仕旨申渡

一、同 六日 佐々木宗寿亀の油取り甲共差上ぐ

一、同 九日 金木組深郷田新田被仰付

一、同十二日 江戸旧臘晦日立飛脚屋形様御目見遠

慮御免の旨申来る

一、同十四日 松前出米津留付黒石米と称し津出許

一、二月朔日 1 江戸よりの唐木瓜朝鮮香柚の種

御城庭園に植える

2 金銀両替聞役田中久右衛門就任

一、同 八日 御国真綿大納戸に摘置申渡

一、同十七日 1 御材木船印は朱の丸立てる事

2 丁子屋味休請合借金八千両支払

付毫万石廻米儀江戸より申来る

一、同十八日 大坂唐金屋長左衛門滝沢山運上金八

千両にて仙台御用木野内より積出

一、同廿八日 1 寺社鳶鳥巢をかけ玉子かへらば

巢移し山本藤右衛門・佐原十左

衛門迄可遣

2 古金銀と新金銀引替来る卯年三

月迄切延期の旨公儀触出

一、三月六日 火災五軒以上焼失時は江戸へ申上る

定

一、同 七日 大行院今明日惣山伏行者講祈禱勤め

御札守差上る旨申立

一、同十二日 駒込山にて狄共取りし熊の体格調

一、同廿一日 1 青森にて黒石円覚寺杉苗八万本

浦町村同寺跡に植付許可

2 駒込山亥年七月より今日迄熊害

十三人

一、同廿二日 領内酒石高及酒屋数運上銀高調

一、同廿四日 1 松浦鎮信へ被遣の相撲大左衛門

無二左衛門今度御帰にて下着す

2 弘前惣絵図津輕將監宅に相認む

に付足輕二人寝番申付く

一、同廿五日 1 駒込山にて熊打狄共へ御褒美並

皮胃被下家族共へ及渴に付米一

俵宛被下

2 取上村仕置西向岩木山真向に致

す故荒天続く、今より仕置北向

に申付く

一、同廿六日 野内町同心小頭桜庭仁右衛門獄門他

仕置者八名

一、同廿九日 1 米津山留解除

2 領内居住牢人現在三人のみ

一、四月七日 茂森町太夫兵七從明日歌舞伎興行

一、同 八日 仙台道心三人今別舍利浜見物に付赤

根沢番人付堅く石を拾はせ間敷事

一、同十二日 堀伝左衛門今朝病死

一、同十四日 仙台道心三人今別舍利浜見物に行く

堅く石を拾せ間敷事

一、同廿七日 大坂町人岡茂右衛門・富田屋清兵衛

兩人領内金銀銅山見立に下着

一、同廿八日 湊口山役銀老石に付拾式匁定

一、五月四日 黒石方面老尺以上水押上り近年にな

き大洪水

一、同 九日 入内津輕坂雲谷牧荒鉄砲打遣す

一、同 十日 笛貝吹者町名主方より急度可裁

一、同十二日 1 桑酒一割分式斗新造申付る

2 碇ヶ関道幅八間の所は橋幅四間

懸

一、同十七日 目鹿沢村常盤村の女房共五人伊勢参

宮願許可

一、同廿三日 紅花麻糸去年通御買物役へ申付

一、六月二日 新寺町溜池懸替大橋出来渡初め

一、同 八日 十三献上鮭元禄四年以来の中間値定

一、同 九日 去廿八日屋形様江戸発駕の由申来る

一、同十六日 屋形様着城御供自明日十日休息被命

一、同廿三日 月並音物近年御止めの所戸田山城守

柳沢出羽守・土屋相模守三人へは可

差上

一、同廿九日 今晚御拍子に鼓及地謡上手者可罷出

一、七月七日 1 謡達者の小中清三郎地謡に可罷

出

2 笠原八郎兵衛他二人の子供御能

子方に可罷出

3 母貪慾不届に付御預中の小泉由

己御免の上江戸登被命

一、同十三日 黒石津輕采女知行所引替津輕郡中四

ヶ村為代知被相渡事

一、同十五日 御蓮飯の御祝義例年御精進被成

一、同十六日 惣座頭は檢校可下知

津輕史 二九

本紀二八 五七七頁 T208・T・29

信政代 元禄十一年八月と十二月

元禄十一年

一、八月二日 1 来国吉悻伝之丞に来国友の銘許

可す

2 故桜庭太右衛門時同様相撲興行

十日間

一、同三日 日記役向後規式表向罷通見聞次第書留

一、同 六日 1 杉山勘左衛門家老新任、八兵衛

と改名

し過料一本に付百本被命
一、九月一日 秋田領の者御國入希望者早瀬野碇関

2 丹野序右衛門用人新任

番所詮義に難しくせず通し入れよ

一、同 七日 辰巳矢倉葺替修繕七月廿日取付出来

一、同 二日 屋形様御供に町人足不可、小人に申

一、同 八日 石川大橋両方柴橋、中板橋に可致

付く

一、同 十日 吉村弥三右衛門親場左衛門拝領の聖

一、同 四日 稲刈日雇銭が常小屋日雇船より高直

教要録差上く

に付人足集らず

一、同 十二日 葛西大左衛門・成田無二左衛門相撲

一、同 十一日 1 午上刻屋形様浅虫へ発駕

指南扶持被給

2 森岡主膳隱居願忤民部後継願提

一、同 十六日 今朝卯中刻屋形様西浜へ発駕

出

一、同 十九日 三馬屋村清右衛門罪科越山処置に又

一、同 十三日 弘前町中鳶鳥移場所四ヶ所定む

三馬屋村へ立帰り入牢申付らる

一、同 十四日 当月六日江戸大火柳島中屋敷焼失

一、同 廿三日 1 屋形様木作より着城

一、同 十八日 1 丁子屋味休松山嘉兵衛尾太銀主

2 太夫兵七歌舞伎弘前青森鰺ヶ沢

となり、採掘初め模様

三ヶ所御免に付当月青森興行

2 諸普請只今人足七千七百八人入用

一、同 廿四日 石川村大坊村の者共洪水に隠木売出

御家中百石付壺人一日百人宛出

す様

一、同廿三日 屋形様浅虫より御帰城

一、同 卅日 1 鯔ヶ沢笠島嘉左衛門方他国商人

へ五千七百匁金千貳百両に御払

2 相撲参加に素人寄り者四十余人

3 出羽黒山寺堂焼失見舞状遣す、

材木願許可

一、十月三日 公義及殿様精進日鳶鳥移すを禁ず

一、同 九日 1 三の郭御屋敷地祭最勝院祈禱

2 みつた草の入油龍哲存するに付

申付る

一、同十三日 御馬口取共七人無調法御預け

一、同十五日 内東及外御門番人六人無調法遠慮

一、同十七日 家中次三男牢人となりても他国へ出

るを禁ず

一、同十八日 御持足輕不残半甲に月代剃り可致事

一、同廿一日 西の郭相撲大左衛門執行差図被申付

れ赤飯被下、家中面々見物

一、同廿三日 御手廻馬廻中末子十五才以下十才以

上の者御近習坊主希望者募る

一、同廿七日 大鰐劔ヶ鼻を鶴ヶ崎とも称へる訳調

査矢張り劔ヶ鼻とのみ可唱事

一、同廿九日 鳥現在鳥屋入式拾貳羽但内九羽死す

一、十一月五日 金木新田仕立老年にて米上出来に

付役人に褒美被下る

一、同 七日 猿賀神宮寺遷宮に付神楽鹿の舞執行

社人式拾人入用

一、同十一日 九浦津留吠米等迄嚴重取締るべし

一、同十五日 当暮より御国江戸共に四つ成申付く

一、同十八日 横内妙見堂及毘沙門林鶉の巢取除く

べき事

一、同廿二日 鳶鳥差置く所は番人不及差置

一、同廿六日 当九月浅虫村拝借証二万八千枚此度

村中へ被下

一、同廿九日 差上鶴及脇脇駄値段定

一、十二月二日 三の丸御家作新立

一、同 三日 徳才子村またぎ定右衛門所持卷物件

一、同 五日 能役者御能の度毎足袋一足宛可相渡

一、同 七日 1 寅年作事方掛費用惣高

2 関和右衛門共三人協同高瀬小田

川門穿替新田仕立、成就時高五

拾石宛知行取立願出る

一、同 八日 松屋半兵衛初て御菓子あるべいとう

こんべとう差上ぐ

一、同 九日 閉門者家の取扱 四ヶ条

一、同十四日 小人惣人数百七拾壹人

一、同廿四日 大石郷右衛門磯谷十助へ兵学入門

一、五月小泊に広五十間の大穴出来る法螺出し故か

一、十二月八日 亥年不作幕府拝借米代金八千四百

両上納皆済

津 軽 史 三〇

本紀二九 三二一頁 T208・T・30

信政代 元禄十二年一月〜六月

元禄十二年

一、正月一日 1 御用番大道寺隼人・用人丹野序

右衛門

2 尾崎組新館村火災

3 千代姫逝去、鳴物停止三日

一、同 四日 七種の庖丁初め行う

一、同 七日 駒越渡杜絶、平川藤崎川仮橋流失

一、同 十日 1 松井四郎兵衛室咲の梅二色差上

2 財津久右衛門金銭出入明細帳差

出す

一、同十一日 馬場に於て御的並預馬被遊御覧

一、同十二日 御年始御祝儀御能催す

一、同十五日 三百石以上の面々絹布着用許可

一、同十八日 猿賀山鳥居・掲額修理、額裏書再録

す

一、同 廿日 初御目見・留入・前髪取・留袖の年

齡の事

一、同廿四日 1 深浦にて熊に喰殺さる

2 御廻米直段の覚

一、同廿八日 古懸不動出汗国上寺より注進あり

一、同三十日 1 石神村の者共隠駒の儀に付僉儀

をうく

2 碇ヶ関口出入数、一一六二人

一、二月一日 御貸馬御用馬にて出候節の心得

一、同 二日 本多安郎左衛門長屋火事、馬宅焼亡

一、同 七日 碇ヶ関道筋奉行唐牛頼母被申付

一、同 八日 1 山王権現神楽例年通り祭礼祈禱

願出る

2 神宮寺建立並修覆願出

一、同 十日 明珍金兵衛永年具足仕上ぐ知行米請

願の事

一、同十一日 小荷駄制賃銭定ヶ条書申達す

一、同十六日 1 神宮寺末杜・袋宮寺神楽殿普請

不許可

2 操太夫芝居弘前・青森・鰯ヶ沢

にて芝居取立願

一、同廿四日 鶴・白鳥取次第差上可申と達す

一、同廿六日 代官十二人更迭、代官組劃定める

一、同廿八日 御收納米前金口銭帑表に付五厘宛願

出の事

一、同廿九日 家中奉公人帰国の際の路銀申渡の覚

一、三月二日 大鰐乳井毘沙門棲息の鷺・鵜取払う

べし

一、同 七日 桑膏辻道益念を入れ調合の事

一、同 八日 1 十二年巳卯宇治へ注文御茶壺斤

数並銘柄

2 上納金之覚、御米三万俵、三ヶ

年分割上納

一、同 十一日 宇田の狄進物呈上、御目見被仰付

一、同 十三日 屋形様已上刻江戸へ御発駕

一、同 十六日 今別町十三日、家数六拾軒程焼失

一、同 廿三日 宇鉄へ番所取立請願の事

一、同 廿九日 米買加賀船鯨ヶ沢澗口にて破船す

一、四月一日 江戸登馬、御猷上二、遣馬五外二十

疋

一、同 六日 浦町組代官酸湯巡察、小屋六拾五軒

有り

一、同 九日 横内組村々の者共狼害にて鉄砲打願

一、同 十日 青森円覚寺杉畑植林増反願書差出す

一、同 十三日 1 蜷貝久兵衛の野内口越山状差越

2 磔・獄門・斬罪の者牢者十一名

申付らる

一、同 十四日 一昨日平内小湊にて家数九軒焼く

一、同 廿九日 津軽坂・雲谷・滝野沢・入内牧狼害

甚し

一、五月二日 広須新田大湯村八ツ時出火、四軒焼

失

一、同 四日 平清水三右衛門紫色召染仕差上申度事

一、同 六日 1 深浦野山田畑にて熊ノ獅子荒出る

2 青森塩町明屋敷望者役銭免除の覚

一、同 十五日 岩木嵩天候不順に付入湯停止

一、同 十八日 盤磨様袴着御祝儀相済候由申来る

一、同 十九日 土佐船式艘御用米積仕舞、三廐出航

す

一、同十九日

1 板屋野木村目明収賂の簾にて牢

舎申付らる

一、同十一日

昨今の降雨、平川・岩木川各河川汎

濫

2

燕黒焼式拾目・みやましきみ調

一、同十二日

狼害再燃、馬匹多数喰殺さる

製の事

1 冠水・押流れの田畑反別壱千町

3 道待番所十一ヶ所の内三ヶ所閉

歩余

鎖

2 昨日浦町組堤川洪水、浦町村田

一、同廿八日

津軽他国米斤量・粒数・目方之覺

方拾二町歩、堤町・鍛冶町水押

一、六月二日

松葉夏山入付金、各山入付銀高申渡

水湛える、作毛痛み、今に相見

す

得不申

1 妙見村の鵜一切寄近ず、鉄砲放

一、同十五日

去二日、江戸にて山鹿將監等御知行

発効果有り

被召放

2 西ノ郭の鶴玉子を解す

一、同廿四日

丁字屋味休尾太銅山仕入金請願

3 鯛・鱸・蛤・小鳥類、蕨・竹の

一、同廿九日

笛吹申者有之、出穂前吹不申様急度

子・茸類例年より少く鯛一切不

申付く

出、鯡は過分に取候

一、同 四日

赤石組広田村の娘熊ノ獅子に被喰殺

津輕史 三一

本紀三〇 三一〇頁 T208・T・31

信政代 元禄十二年七月〜十二月

元禄十二年

一、七月一日 家老津輕靱負、御用人木村奎之助・

磯谷十助

一、同 四日 久祥院様忌日隣松寺へ参詣、施餓鬼

執行

一、同十三日 明十三日より三日間諸人休息被申付

る

一、同十五日 1 佐竹修理太夫死去に付久保田へ

飛脚遣す

2 大坂屋久兵衛綱広銘刀差上く

一、同十七日 剛力の蛇遣碇関口より追放被申付

一、同廿一日 江戸雇船三州佐久嶋船鉞ヶ崎に避難

無事

一、同廿三日 当春牧支配へ加村四、五村被仰付

一、同廿八日 御遣馬戸田山城守等へ差登す

一、八月一日 新庄金山御宿鏡屋与右衛門機嫌伺参

着す

一、同 二日 買米請払勘定帳差出す(三月〜七月

分)

一、同 五日 1 碇ヶ関出入人数帳差出

2 三の丸東大門板葺を瓦に葺替を

命す

一、同 六日 塩飽木材積船仕事仕舞、三日出船

一、同 九日 花火原材料入用明細書提出願ふ

一、同 十日 新寺町溜池土居に赤子捨て去る

一、同十二日 横内・浦町組各組狼害減少

一、同十五日 尾太銅山産出の銅・鉛江戸へ差登す

一、同十六日 昨今の太風並木松数十本を倒す

一、同十八日 1 高増庄屋権三郎仕置被仰付

2 青森・鯔沢・飯詰にて駒寄期日

定まる

一、同十九日 1 飯米密買平内領へ流入頻々、押

収米処分願

2 鵜川常雲・玄嘉■拾人扶持賜わ

る

一、同廿五日 平清水三右衛門瀬戸物土採取巡行

一、同廿九日 青森深沢地内拾五村降雹、田畑被害

大

一、九月一日 先月の駒寄出陣馬匹一〇八疋正

一、同 四日 江戸上屋敷風雨甚敷く所々破損す

一、同 五日 1 権八縁組解消の上出家に罷成ら

んとす

2 南部鹿角より牛拾頭引き売捌の

者追返さる

一、同 八日 早道大目付支配より棟方十左衛門支

配となる

一、同十日 元禄九年焼失の鯔ヶ沢白八幡御再興願

1 産出鉄上・中・下三段替直段、下

品のみ納入

2 加茂（鴨村）次右衛門忤源次郎御

救方願立

3 大廻・小廻検見人共に誓詞

一、同十八日 弘前外馬場に於て在々駒改、駒数拾

七疋

一、同廿七日 若殿様昨夜無事下着

一、閏九月三日 磯谷十助孫子講談有之

一、閏同五日 米差留人差置箇所並其人員合式拾九

人

一、同 九日 狼二疋井水に墜死す

一、同 十日 1 越前新保船頭便乗人死去に付遺

体取片付願出

2 青森堤川洪水、橋桁押流さる

出す

一、同十七日 江戸中屋敷作事上大工等増員差登す

一、十二月三日 若殿様来春御発駕三月中と被仰出

一、十月一日 鯨ヶ沢海士五人へ老人宛拾俵の御振

一、同十五日 石神村庄屋親兄弟妻子・召使共關所

作被下

となる

一、同 二日 1 近衛家より入部祝賜はる

一、同十九日 操太夫兵七芝居、来正月青森にて仕

2 吉川惟足弟子河原父子に拾人扶

立行う

持被下

一、同廿五日 1 青森町市中積雪見分の覚

一、同 三日 絹織物師二人野本道元指下す

2 塗士・蒔絵師・紙漉の者へ銀子

一、十一月四日 深浦澗口鯨音再興、入用木敷並代

被下置

銀表提出

一、同 卅日 烏鳶等他所へ移候の羽数覚(寅年)

一、同 八日 冬期中大和沢・湯口・仏坂脇道番所

卯年迄) 烏三三一羽、鳶三三一羽

閉鎖

一、同十八日 1 先般下着の織物師上・下磯巡見

2 碇ヶ関口出入人数

一、同十九日 寺社奉行他奉行同様茂合出銀免除願

一、同廿四日 挽物師角左衛門細工地見学支度之願

青森県立図書館解題書目刊行一覽

第一集	津	輕	史	昭和46年10月21日	発行
第二集	官省指令習・官省顧問届			昭和47年3月25日	発行
第三集	滝	屋	文書	昭和48年3月10日	発行
第四集	木	村	文書	昭和48年11月25日	発行
第五集	多	聞	院文書	昭和50年2月1日	発行
第六集	五	家	文書	昭和51年3月31日	発行
第七集	萬	日	記抄一	昭和52年3月25日	発行
第八集	萬	日	記抄二	昭和52年7月28日	発行
第九集	萬	日	記抄三	昭和53年3月25日	発行
第一〇集	津輕史解説目次一			昭和54年6月25日	発行

昭和54年6月20日印刷

昭和54年6月25日発行

編集行 青森県立図書館
青森市新町二丁目4番30号
電話 (23) 2301番

印刷 第一印刷株式会社
青森市古川二丁目1～9
電話 (76) 1551番

